

総務警察委員会記録

開催日時 平成31年3月4日(月) 13:03~17:36

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

中村 昭 委員長
松本 宗弘 副委員長
亀田 忠彦 委員
猪奥 美里 委員
川田 裕 委員
中野 雅史 委員
山本 進章 委員
小泉 米造 委員
山村 幸穂 委員

欠席委員 なし

出席理事者 末光 総務部長
上田 危機管理監
山下 地域振興部長
前阪 南部東部振興監
折原 観光局長
遠藤 警察本部長
星場 警務部長
森本 生活安全部長
太田 刑事部長
桑原 交通部長
片桐 警備部長 ほか、関係職員

傍聴者 5名

議 事

(1) 議案の審査について

《平成31年度議案》

議第 17号 奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

(総務警察委員会所管分)

議第 18号 奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例

(総務警察委員会所管分)

議第 19号 知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する
条例

議第 20号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議第 21号 奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

(総務警察委員会所管分)

議第 22号 奈良県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

議第 23号 奈良県専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例及び奈良
県水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

(総務警察委員会所管分)

議第 29号 包括外部監査契約の締結について

議第 31号 新領域水道ビジョンの策定について

《平成30年度議案》

議第 122号 (仮称) 奈良県国際芸術家村整備事業にかかる請負契約の変
更について

議第 123号 県立大学整備事業にかかる請負契約の締結について

報第 32号 奈良県国民保護計画の変更の報告について

報第 34号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告に
ついて

奈良県税条例の一部を改正する条例

奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改
正する条例

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(総務警察委員会所管分)

<会議の経過>

○中村委員長 それでは、ただいまから総務警察委員会を開会します。

理事者において、石井医療・介護保険局次長兼総務部次長が厚生委員会へ出席のため欠席するとの報告を受けております。

本日当委員会に対して、1名の方から傍聴の申し出がございましたので、入室をさせていただきます。なお、この後傍聴の申し出があれば、さきの方を含めて20名を限度に入室させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりです。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けた議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

なお、議案の説明につきましては、2月13日及び22日の議案説明会で行われたために省略いたします。

それでは、付託議案につきまして質疑があれば質問をお願いします。なお、その他の事項につきましては、後ほど質問を行いますので、ご了承を願います。

○山村委員 それでは、議第31号「新県域水道ビジョンの策定について」の関連でお伺いします。

水道ビジョンについては、前回の委員会でもお聞きしましたが、今回改めてお聞きしたいと思っているのは、このビジョンの中身について、各市町村での議論がどのようになっているのか、全ての市町村がこの計画に賛成して進めていくことになっているのかについてお伺いしたいと思います。

○村上地域政策課長 市町村については、このビジョンを出させていただく前に意見照会をさせていただいており、8市町から回答がありました。

回答の内容については、種々ご意見いただいたところですが、主なものとしては、危機管理体制についてしっかり書き込むべきではないか、水質管理の体制をきっちりつくっていくべきではないか、また、県がしっかりかかわってほしいといった意見、さらには、維持管理について考えていくべきではないか、ビジョンをつくった後の検証をしっかりやっていくべきではないかというような意見もいただきました。今申したことについては、一部ビジョンに付記させていただいたり、修正を加えたりさせていただいています。以上です。

○山村委員 いろいろ意見を伺ったということですが、意見があったところは8市町で、それ以外のところは何も意見がないという意味でしょうか。

○村上地域政策課長 今回の県営水道との経営統合の対象とさせていただいているのは、28市町村プラス奈良県広域水質検査センター組合ですので、それら28市町村と組合に対して意見を聞いたところです。この28市町村のうち8市町から回答をいただいたということです。

○山村委員 そうすると、この計画について、賛成しているところは8市町で、それ以外はどこらでもないということですか。

○村上地域政策課長 文言の修正などのご意見あるところが8市町ですので、残り20市町村についてはおおむね賛成いただいていると考えています。

○山村委員 意見がないということは、賛成ではないかということですね。わかりました。

もう一つ聞いておきたいのですけれども、経営統合が進みましたら、一つの大きな組織になるわけで、現在は、それぞれの市町村議会で審議されていると思うのですけれども、その大きな企業団もしくは組合で全体の問題について審議されることになるということで、市町村の住民から見ると、非常に目の届かないところでの審議になると私は思います。今は、奈良県は民営化は考えていないと聞いていますが、国の法律では今後そうした方向を目指していくということですので、将来そのような話が出てきたときにも、各市町村住民の身近なところではなく、そういう経営統合された企業団などで議論されることになるので、住民にとっては大変わかりにくい場所で、今後の方向が決められていくことになるのではないかと懸念があるのですけれども、そのような問題はどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○村上地域政策課長 今ご質問いただいた、新たにできる企業団においても、これは地方公共団体ですので、構成団体から成る企業団の議会を設置します。その議会は、各県内市町村議会の議員で構成されることになるのではないかと考えています。

さらに、他府県の例を見ても、各首長が入られるような運営協議会も設置することになるかと考えており、こういった運営協議会なり企業団議会を通して、構成団体の意見は反映できるものと考えています。

○山村委員 意見を反映する場があるのは当然のことだと思うのですけれども、そこに出られる議員の数は限られていますし、運営協議会で物事を決定するわけでもないということです。住民にとっては命の水ですから、水の問題というのは、安全性あるいは値段の間

題など、非常に毎日の暮らしにかかわる本当に大事な問題です。これほど大きな経営統合にはなじまないと私は思っています。

もう一点、県営水道の経営そのものの検証についてですけれども、奈良県では、高度成長期の時代には人口が増加するということや、新たな工業団地開発なども見込んでということで、過大な水需要計画になっていたのではないかと思うのですけれども、そのような問題について、県としてはどのように評価、総括しているのかお伺いします。

○村上地域政策課長 今おっしゃいましたように、水需要はピーク時と比べると減少してきており、県営水道も市町村水道も、ピーク時に備えた資産を開発していった事情があります。今回の一体化については、市町村水道と県営水道が有する資産を県域全体で最適化して、有効活用していくことを目的に考えており、そうすることが将来の水道料金の値上げを少しでも抑えることになる、そのためにはこの方法が適していると考えているところです。以上です。

○山村委員 県の都合で言えば、大きな水需要計画を持って大滝ダムを開発するということで、その建設負担金が大きくかぶさってきている実態があります。そこでどんどん水の需要が減っていけば、もちろんその借金を返していくことも大変になるということで、水を売らないといけないし、水をもっと使ってもらうようにしていけないといけないという事情はよくわかるのですけれども、そのことと、自己水源があって十分水源もある市町村に対してまで、お水を買う方向に統合したら合理的ではないかという考えでいくことは、市町村目線から見れば、少し違うのではないかと思います。

効率的にやらなくてはいけないことはよくわかりますし、住民にとって効率的、また、結果として安く水が使えるなどということになるのであれば、必要なことだと思いますが、効率だけが問われているとは思えない面もあると思うのです。特に地域に住んでいる住民の立場で考えると、やはり災害時に大丈夫なのか、また、今後の自分たちの地域の人口や産業や交通といった全体のまちなり方と、今の進めている統合された水道の経営とがきちんとマッチした計画になっているのか、市町村がみずから選択をして決めていくことは、すごく大事なことだと私は思っています。

ですから、今回のこのビジョンについては、やはりもう少し地域の住民自身も考える機会があって、議論を尽くした上で進めていくことが必要ではないかと思っておりますので、意見を述べておきたいと思っております。以上です。

○中村委員長 ありがとうございました。

川田委員、どうぞ。

○川田委員 まず、今回認定されているこの議第17号、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例です。なら歴史芸術文化村指定管理者選定審査会とあるわけです。このなら歴史芸術文化村という名前になったいきさつはどういうことだったのですか。

○建石文化資源活用課長兼国際芸術家村整備推進室長 なら歴史芸術文化村という名前に関するご質問をいただきました。

これは、言葉が幾つかに分かれておりまして、歴史、芸術、文化という言葉に分けて考えさせていただいております。奈良県文化振興大綱に基づきまして、歴史文化という言葉と芸術文化という言葉を使わせていただいております。これを引用しているところがありますが、歴史文化と芸術文化の両分野を表現するというので、歴史芸術文化という言葉を使わせていただいている。さまざまな人が集う場であるということ表現して、村という言葉を引き続き使わせていただいております。これを2月の検討委員会でお諮りしてお認めいただいて、進めさせていただいているところでございます。以上です。

○川田委員 よくわかったようなわからないようなご説明だったのですが、奈良における歴史とその文化、芸術も加えて、村的に構成してやっていかれるという解釈でよろしいですか。

○建石文化資源活用課長兼国際芸術家村整備推進室長 今、川田委員がおっしゃられたとおりでございます。

○川田委員 江戸時代からいわゆる村がたくさんありました。明治時代になって地方制度が施行されたということもありまして、明治の大合併、昭和大合併、平成大合併ということで現在に至っているという地方公共団体の変遷を研究をしている一人でもあるのですが、そういったものから考えて、村に関して名づけられたのは、非常にいいことだと思うのです。前に聞いたことがあるのですが、村長は置かれるのですか。

○建石文化資源活用課長兼国際芸術家村整備推進室長 村長という言葉そのまま使うかどうかはともかく、全体をコーディネートする職を置かせていただくつもりです。

○川田委員 館長的な方ということですか。強調されておられたのは、村ということをやっているということ、かなり奥深いところだとは思っています。言葉的に聞いたら、非常に村的にいろいろな構成をされた、そういった昔からある村の機能をこの施設の中に持っていくという感覚を受けたのですけれども、それはただ言葉だけで言っているものなのか、村といってもいいところもたくさんありますから、どういったコンセプトを持って

今回お決めになったのか、ぜひお聞きしたいと思っていただけです。それはいかがですか。

○建石文化資源活用課長兼国際芸術家村整備推進室長 この村自体は天理市内にございますが、いわゆる地方公共団体としての村ではございません。ただ、川田委員も今おっしゃられたように、村という言葉の持つ多様なよい面、これを総体としてこの施設にぶつけていこうと思っているところです。そのあたり混乱がないように、これからも新しい名前での施設をアピールしてまいりますけれど、よりよい施設になりますように、この村という言葉大切にしながら進めさせていただきたいと思います。

○川田委員 わかりました。事前には、村長を置くということで、公職選挙法はどうなるのか聞いていて、そういうことはないとお聞きしていました。今回、耐震問題などを先送りしている中で、多額の箱物投資と世間からも言われているのです。非常に情熱を持って取り組んでおられるのはよくわかるので、そのコンセプトをしっかりと持っていただけて進めさせていただきたいと思います。よく芸術と文化の保存をどのように融合するのか、法的な整理もやっていただいたという経緯もあります。だから、そのあたりはぶれずに、イベント屋みたいな箱物になってしまうというご指摘も受けると思います。この附属機関で十分にご審議いただいて、指定管理者の選定もしていかれると思いますので、そのあたりの趣旨を委員にもお伝えいただければとお願いをしておきます。この点はこれで結構です。

それと、次に、議第18号、奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例、教育委員会事務局の定数を減らして、行政職の定数をふやす構成になっていると思うのです。これは前々から、指摘していたのですが、教育委員会事務局の職員の定数も、知事部局が提出される条例ですから、ここでお聞きしたいのですが、教職員の方が多く、教育委員会事務局で任命されてきている事実があるのです。

法律を見ていくと、条例では地方公務員法に規定される公務員が当たると書いているのですが、教員職は別途法律で規定されているのです。だから、教職員に関しては、規定された業務以外は行ってはいけませんと一応規定されているわけです。

前の耐震化の議論のときに調べていたのですが、指導主事と社会教育主事は法律で規定されていていいのですが、教員名簿を全部提出いただいて、その中から指導主事を抜きましたら、約半数ぐらい教員の方がいらっしゃるという教育委員会の構成になっているのです。ほとんど教員の方で構成されているのではないかなということから、教育村と呼ばれるゆえんになっているという経緯があったのですが、そのあたり、法律的にどうなのですか。それはできないのではないですか。教員をやっていただくために採用して

いただいているわけで、その中で特殊な職として指導主事と規定されているのです。そのあたりの解釈をはっきりしてもらわないと、定数バランスがおかしくなってくると思うのです。この中身をきっちりしていただかないと、事務局で働く指導主事以外の教員がいっぱいいると。例えば教職員課へ行ったら、完全に事務なのに教員ばかりで行っている。それは、おかしいと前から思っているのです。今回、この条例案が出てきましたので、ぜひともそこは詳しくご説明をいただきたいと思います。

○乾人事課長 人事課のほうでお答えをさせていただきます。

手元に数字がございますので述べさせていただきますと、教育委員会事務局は、現行定数で217名でございます、そのうち教員の方が115名、そのうち、指導主事等が72名いらっしゃるところでございます。

教員籍の方が多いのではないかというお話でございます。そもそも地方公務員法では、ポストのところを人を任用するという概念でございます、そこに職種、いわゆる行政職、土木職、教員という概念はございません。

ただ一方、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育委員会には指導主事、事務職員、技術職員、そのほか所要の職員を置くということになっています。その中で、指導主事につきましては教育課程、教育指導、その他学校教育に関する専門的事項に従事する者等々が規定されています。そういうことで、教育委員会事務局に教員籍の方が行っているという理解をしています。

繰り返しになりますけれど、教育委員会の職員の任命につきましては、教育委員会の権限でございます。そこに、教育委員会の定数の中に職種も含めてどういう職員を配置するかにつきましては、事務事業の効率的な運営がなされるよう十分配慮した上で、当該ポストにふさわしい職員を適切に配置されていると聞いてございます。その結果として、教育委員会事務局としては教員が配置されるものと認識をしているところでございます。以上でございます。

○川田委員 今の説明で、教育公務員特例法が抜けているのです。この法律が特別法なので、地方公務員法からここに振られているわけではないですか。この中には何て書いてあるのですか。「この法律において「教育公務員」とは、地方公務員のうち、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)をいう。

以下同じ。)であつて地方公共団体が設置するもの(以下「公立学校」という。)の学長、校長(園長を含む。以下同じ。)、教員及び部局長並びに教育委員会の専門的教育職員をいう。この専門的教育職員というのが指導主事と社会教育主事のことですよね。これしかだめだということで明記されてあるのです。だから、今の説明だったら、この教育公務員特例法が抜けているではないですか。それがあるからできないのに、なぜ条例で書いていたらいのか。下位の法令が上位を上回ることはできないということで、行政実例にも出ているではないですか。だから、そこをご説明を明確にお願いしたいと。状況によっては、定数条例違反にもつながってくるのではないですか。定数は決めたいけれども、中身は知らないという話でしょう。そういうことをきちんと考えてやらないと、行政職を何人ふやしていいのか、採用にも全部つながってくるではないですか。

これは平成30年度分ですけれど、今、事務局でお働きになっている152名の教員名簿が出てきたのです。このうち指導主事は74名、その他が78名です。約半々ぐらいです。この指導主事の74名はわかるのです。これは専門的教育職員として来られて、任命されておられるわけでしょう。その他は一体、特例法の関係からいったら何によって任命されているのですか。

ついでに、昇任試験もあるでしょう。教員をやってこられた学校、昔は勤務評価とかいろいろな総合的な評価があつたのですけれど、今は人事評価に変わりました。教員をずっとやってこられた方が、教育委員会事務局の管理職というのは、これは、行政職ですよ。行政職の昇任試験の場合に、選考という方法もありますけれど、それを行う場合、全然違う職業をやっていた方を、そのようなことはできないではないですか。地方公務員法の逐条解説にも書いていたと思うのです。国では内閣総理大臣が任命して大臣をやつてというのはあるかもしれないですけど、地方公務員法上は、それはできないのではないかと。

だから、そのあたりをきっちりしていかないと、何度も言いますけれど、学校の耐震化問題で子どもたちが生命、身体の保護を受けずに非常に危険な校舎で、説明もまた虚偽に近いようなものを行われて、それを信じて今まで来ていた、それが明るみになったという経緯があつた。そこは、事務職の方は行政職ですから、行政法もよくご存じの上で事務を積み重ねてこられて、昇任という形で上がっていかれるわけではないですか。それを、全然違う仕事をしていたのがその職に来て、行政法の観点もわからないと思います。このように問題が大きくなってしまった一つの大きな原因だと思うのです。

この定数にしても、明日からすぐに変えるということは当然物理的にはできないでしょ

うけれど、方向性としまして教育委員会事務局の管理職は、行政職のそれだけの能力の実証に基づいたものがなければ、そのポストには行ってはいけないと思うのです。ただ教育長と仲がいいからとか、あの校長を引っ張ってきてこちらへ持っていこうとか、組織論からしたら本末転倒な話だと思いますよ。そのあたりのご意見はいかがですか。

○乾人事課長 適材適所の考え方で、法律解釈も含めて教育委員会で任命されていることのでございますので、人事課としての意見を申し述べるのは差し控えさせていただきたいと思えます。

○川田委員 条例案を出されているのではないですか。だから、答弁なさっているのではないのですか。でしたら、定数を減らしたらいいのではないですか。わかるでしょう、指導主事は何人いるのか、その分だけでいいのではないのですか。あとは、こちらから行政職を派遣するしかないのではないのですか。今でもそうでしょう。学校支援課などと協議があった上でやっておられるわけでしょう。できないものはできないとはっきりしておかないと、このポストがあるから、また教員から引っ張ってこようかと。そのために教員を雇っているのではないでしょう。今の答弁でしたら、特例法の意味が全部抜けているのです。それをおっしゃるのだったら、そこを合理的に解説してください。

○乾人事課長 教育公務員特例法の解釈をここで述べる知見はございませんけれども、そもそもポストとしての職にどういう職種をつけるかという概念は、地方公務員法上ございません。そこは任命権者が適材適所の観点で配置されているものと理解をしてございます。

定数につきましては、職種ではなくてポストの数としての条例改正を提示させていただいた次第でございます。以上でございます。

○川田委員 だから、人数が足らなかつたら、この条例案を出してもできないでしょう。地方自治法から考えたら、予算を提案するときにはその予算上の裏づけと、それが実際に行えるものがなかつたら議案を提出してはいけなくなっているわけでしょう。それだけの教員を使わないとできないという組織体制上の定数であれば、提出したらだめなのではないのですか。今、特例法の知見がないとおっしゃいますけれど、特例法は、地方公務員法から分離されたものでしょう。なぜ法律より任命権者の裁量のほうが上になるわけですか。その法理を説明してください。そのようなことはあり得ないではないのですか。そういう逆転した発想というのは、これも奈良判定とかいうものですか、そのようなことはないと思えますけれど。そこは今すぐ答えが出てこないと思うので、きょうはもう置いておきますけれど、ぜひ短期間のうちに調べて、研究を行っていただいて、ご報告いただけない

ですか。

○乾人事課長 調査してご報告させていただきます。

○川田委員 では、それはよろしく申し上げます。

何回も言いますけれど、行政職の管理職というのは、若いころから行政に携わって、いろいろな法律にもかかわり、いろいろなものにかかわり、行政の感覚をお持ちの方にやっていただかないと。教員は教員でプロですばらしい方だと思いますので、そういった職に充て込んでやっていく。大きな間違いが実際に起きていますから、それは反省点として直すべきところは直していただくという趣旨も含めて、お願いをしておきたいと思います。

次の質問に行きます。議第19号の報酬削減の理由です。一般質問で聞かれていた議員もいらっしやいましたが、まず1点聞きたいのが、もう一度確認ですけれど、知事の答弁では、継続性が必要であるからということをおっしゃっていたと思うのです。間違っていたらご指摘をいただきたいのですが、それでよろしいでしょうか。

○乾人事課長 川田委員のおっしゃるとおりでございます。

○川田委員 これは特別に定めるものだから、別に継続性がなくてもいいものなのでしょう。その観点が変わらないのです。来年もそのまま本則で行くのであればわかるのですけれど、これは、特別にやられるものではないですか。その点の解釈が、知事は短く言われただけで、深くは説明されていなかったのだからわからないのですが、また新たにやっても別に構わないものではないのですか、物理的に今しかできないものなのですか。

○乾人事課長 本会議で知事も申し述べていたと思いますけれども、1年延長の条例案を提出させていただきました。県政運営が年度単位で行われるということから、今回1年間の延長を提案させていただいた次第でございます。

○川田委員 それは先ほどの答弁でそのとおりでいいのですけれど、物理的に今しか出せないものなのか、選挙が終わってから出してもいいものなのか。そうしないと継続的にできないというものなのですか。

○乾人事課長 物理的な意味が把握し切れないので済みません。4月1日に給与減額をそのまま継続して行うために、今2月議会に提案をさせていただいたという趣旨でございます。

○川田委員 聞き方を変えます。特別職はわかるのですよ、地方公務員法にも規定されていないですからね。それはわかるのですけれど、なぜこの中に、一般職も入っているのですか。それも一部の方だけでしょう。具体的に、一般職というのは誰を指しているのか、

ご説明いただけますか。

○乾人事課長 一般職につきましては、部長次長級、課長級、小規模所長級、14%以上の管理職手当が支給されている方を指しています。

○川田委員 県民の所得に公務員の給料を合わせたらどうですかという意見はいつもさせていただいているので、その中で少し矛盾したことになるかもしれないのですが、なぜ公務員で規定されている方の給料をこういう形でカットされるのですか。この間は給料を上げていたではないですか。上げなかったらよかったです話ではないのですか。なぜカットする必要があるのですか。彼らは真面目に命令に従ってご尽力なされて働いておられるではないですか。なぜそういった者まで、削減されるのか。どういう意味なのですか。

○乾人事課長 特別職以外の管理職につきましても、知事と一体となって県政運営を担っているということ、また、他府県でも、特に近畿府県では、多くのところが管理職の減額を引き続きやっているところを総合的に勘案いたしまして、先ほど申し上げましたけれども、小規模所長以上につきましては、知事と一体となって減額の条例を提案させていただいた次第でございます。

○川田委員 これも言っても平行線になると思うので、きょうはもうあっさりといきますが、知事と一体になってやっていくのはいいけれども、別に給料を下げなくても一体になってやっていけるのではないですか。彼らは、地方公務員として今の立場があるわけでしょう。だから、特別職とは違うではないですか。なぜそれが一緒になるのか。特別職は完全に命令する側ではないですか。特別職が責任をとるのだったらわかるのだけれど、なぜ部長とか次長といったところまで、わずかな減額でもやる必要があるのかなど。よっぽど仕事をしていない部長がいらっしゃるとか、次長、課長がいらっしゃるといのは、降格制度もあるわけで、人事評価がかかわっているわけですから、そこはそういったもので運用をきっちりとしていけばいいだけの話であって、なぜ減額する必要があるのかなど。制度上の合理性がないのではないかなど前から思っていたのです。それも意見として言うておきます。今後そのこともきちんと答えられるように、研究しておいてください。よろしくをお願いします。人事課長が自分の意思でやっているわけではありませぬので、人事課長に聞くのは少し酷なので、その辺だけよろしく願いしておきます。

次は、議第20号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例です。これは働き方改革の関係もあるのですか。この制度の概要だけ簡単に結構ですから説明いただけますか。

○乾人事課長 今まで地方公務員は、超過勤務を命ずる場合、労働基準法第36条が直接適用される職場、例えば土木事務所や保健所に勤務している職員がそうでございます。それと、本庁に勤務している職員につきましては、三六協定がなくても任命権者の都合で超過勤務命令をすることができるたてつけになっています。今回、働き方改革の関連法と、国の人事院の動きを受けまして、特に本庁に勤務している、三六協定がなくても超過勤務が命ぜられる職員につきましては、一定の上限を課せる動きになっていますので、それを受けての条例改正でございます。

○川田委員 そうですね。ここでいつも思うのが、結局命令権は、組織論からいったら上から出てくるわけです。超過勤務も部長級の許可がなかったら出ないのですか。課長でもいけるのか、曖昧でわからないのですけれど。今回の条例の規定では人事委員会規則でこれを定めるとなると、独立執行機関がこれを決定していくという構図になっています。

よくわからないのが、細かい使い方の裁量については、命令権を持っておられるところでいいと思うのですけれども、前の規定のように、人事委員会規則で定めるとなっているのに結局その運用を全て知事部局に一任するという要綱がある。だから、そういった行政組織内の統制が全く欠如してしまっているところが、過去にあったのです。だから、今回のこれに関しては、細かいところまで人事委員会規則で決められるかどうかはわからないのですが、せめて上限といった大枠で、これ以上はだめだよというところは人事委員会規則で決められると。その運用自体は知事部局に委任事項になるかもしれないですが、そのあたりはいかがですか。

○乾人事課長 まさに川田委員がおっしゃるとおりでございます。今、人事委員会のほうでは、この議決をいただければという前提でございますけれども、速やかに規則改正ができるよう、特に専門的・中立的な機関でございますので、検討をされていると聞いております。規則自体は人事委員会が定められるものでございますけれども、労働基準法でいきますと月45時間、年360時間等というのは国の流れでございますので、その上限等の枠組みを定められて、その内数の中で細目的なことについて任命権者にというところはあるかなと思っているところでございます。

○川田委員 わかりました。

そしたら、そのところは出てくるまでわかりませんので、細かいところの審議はできないのですけれども、もう一点聞きたいのは、罰則はあるのですか。労働基準法では公務員に対しては特例がありますよね。今回条例で定めたこの勤務時間に関して条件が満たさ

れなかった場合に罰則等はあるのですか。懲戒的な処分をされていくという、何かの統制が効くことになるのですか。

○乾人事課長 本庁勤務につきまして、罰則規定はございません。命ずることができない規定を定めにくいこうとしていますので、当然命ずることができないと思っております。

○川田委員 わかりました。

そのあたりはまた研究が必要だと思いますけれど、それもあわせてよろしく願いしておきます。

次に、議第21号、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例ということで、以前少し手数料に関して県にお聞きする機会があったときに、どこの部署かは言いませんが、あるものに関しての手数料がありました。県民からなぜこれだけ高額になっているのかというお問い合わせがあったのです。算出根拠等をお聞きしたのですが、そのときに出た回答が、大体2人ぐらいで検査に行き確認するので、人件費から考えたら大体これくらいですという説明を受けたのですが、なぜ手数料に人件費が入るのか。人件費は予算書にも規定されているのに、どういうことですかと。研究しますと行ってそのままだったのです。

まず、手数料の算出根拠を教えてください。

○川上財政課長 手数料の算出は、基本はそれぞれ持っている部局がさせていただきますが、トータルな話で考え方だけご説明をさせていただきます。そもそも手数料というものをどう考えるかということですが、地方自治法で特定の方に対するものについては条例で額を定めなさいと規定されています。ですから、手数料については特定の方に提供する役務に対してその費用を償っていただくとか、報酬として徴収する料金というか法解釈がされていると確認しております。

また、特定の方に対するものというのは、一私人の要求に基づいて、主としてその方に対する利益のために行う事務であったり、その事務自体は一私人の利益または行為のために必要であるということで、専ら地方公共団体の行政上の必要のためにする事務については、手数料を徴収できないということになっております。

現実、手数料の金額の算定ですが、大きく2つに分かれていて、一つは法令で全国的に統一でやりなさいと決められているもの、それ以外に個々の地方公共団体が独自に定めているものの2つがあります。その算出に当たりましては、実際の事務に要する経費、提供を受ける特定の者の利益を勘案して定めなさいということで、本県においてもそれぞれの事務に要する標準的な費用を基礎として適正な金額を算定をさせていただきます。

いるところですか。

人件費については実際にそれにかかわる人の、普通交付税の単位費用の算定に用いている給与費の統一単価を用いているということと、所要の物件等を積算したコスト計算を国のほうでされているということもありますので、同様の考え方で積算をしている状況です。以上でございます。

○川田委員 では、人件費も入っているということですか。

○川上財政課長 人件費は入っております。

○川田委員 では、コピー代で10円取られますよね。あれも人件費が入っているのですか。

○川上財政課長 それぞれの事務に応じてになると思いますけれども、基本、手数料条例で積算をする際にはそういう物件費として必要な消耗品なども積算の根拠には入れております。以上でございます。

○川田委員 いや、その説明はおかしいと思うのです。市役所であれば住民票などがあるではないですか。住民票の手数料だけでそこで働いておられる方のお給金が全部賄えているということになるのですね。

○川上財政課長 住民票がどの規定に基づいて徴収をされているかは把握をしてないのでお答えはすることができないのですけれども、実費相当で取られている場合でも、手数料という形で取られている場合と、それ以外に実費として取られている場合の2種類あるということは把握しているところでございます。

○川田委員 なぜこういうことを言うかということ、これから物価も上がってくると言われているわけです。だけれど、何の根拠もなく手数料を上げるという形態があれば、これは地方自治法で収入として規定されているのは4項目しかないわけですから、その根拠はきちんと説明できるようにされているというのが、行政の説明責任の当たり前の姿ではないのですか。

これは地方公務員全員に言えることだと思のですが、どのような部署に行ってもこういった手数料関係にかかわることは絶対にあると思います。根本を教えていただかないと、何も考えずに答えだけを見て、これはいくらですというのは、公務員教育においてよろしくないのではないかなと思って、わざと聞いていたのですけれど。

公務員は奉仕者として働いていただいているわけですから、人件費というのはそれに対する対価ですから、余分なもので個人の利益に関するものに関して発行されるものに関し

ては、その部分を別途徴収させていただいていますという意味でしょう。そこの根拠は大體わかるではないですか。また、その辺はよくよく研究してください。

次は、議第27号、奈良県森林環境整備促進基金条例です。

○中村委員長 川田委員、これは付託議案に入っていない。

○川田委員 これは違うのですか。

○中村委員長 付託議案には入っていない。その他の質問で。

○川田委員 でしたら、議第29号に行きます。

きょう、わざわざ監査委員は来ていただいているのですが、わかる範囲内で結構です。包括監査契約の締結ですけれど、大體いつも同じ金額が出ているのですけれど、どういった算出根拠で契約金額を算出しているのですか。

○川上財政課長 監査委員事務局で積算をされているのですけれども、把握している範囲で言いますと、1, 230万円で、予算措置はさせていただいております。前年度と同額になっております。

実際に県庁に来ていただいて執務としてやっていただく業務がありますので、それに伴う監査委員の費用であったり、今度お願いする方が大阪ですので、そちらから来ていただく費用、それから、その他もろもろを含めてこの金額になったと聞いております。以上でございます。

○川田委員 実際、実務をやっていただく分に係る経費等の積み上げの合計額と解釈したらよろしいですか。

これは、1年ごとの更新でされているのですか。確かに予算は単年度収支なので、1年契約というのはわかるのですけれども、大體同じ方が3年ぐらいされているのですよね。3年契約とかでやればいいではないですか。なぜ毎回毎回そういうことをなされるのか、責任の度合いもまた変わってくると思うのです。計画の組み方も変わってくるではないですか。会計監査事務所には知り合いもいるので、よく話したりするときがあるのですけれど、計画等に関しての監査に入る場合は、民間だったら、最終点があればそこから割り算をして月次報告まで作成して、その積み上げで計画性の間違いがない、履行できるというかなり厳しいものがあるのです。ところが、行政上の監査に入った場合に、そういったものが本当に見当たらないと。月次決算というと大げさな言葉に聞こえるかもしれませんが、今月はここまでやるという部内目標でも結構ではないですか。その積み上げの証明されるものがないから、監査のしようがないと。計画の監査も、ここは重要だから監査をし

ていこうというものを持っていたとしても、1年契約だからそれ以上のことはできないではないですか。

だから、こういった監査の契約を結ばれるのは、ある程度中期的なスパンでご契約をなされるというのが本来のスタンスではないかなと思うのです。3年契約を行うことで、法律上できない理由はないと思うのですけれど、いかがですか。

○川上財政課長 川田委員がおっしゃる3年という長期スパンという考え方もできると思うのですけれども、地方自治法の規定によりまして、毎年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約について締結をしなければならない。その場合には議会の議決を経なければならない。そういう規定があるものですから、毎年毎年出させていただいているというのが現状でございます。以上でございます。

○川田委員 その条項からいうと3年契約とかはできないということですか。

○川上財政課長 読み上げますと、次に掲げる、政令で定めるところによりなんですけど、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結をしなければならないという規定がありますので、1年ごとと考えております。以上でございます。

○川田委員 長期継続契約も使えないということですね。長期継続契約は電気代といった必ず要るものですよね。そのあたりの解釈はどうですか。結局いろいろな事業でもよし悪しはあるので、ものにもよると思うのですけれど、それは煩雑さをなくすためと、目的の履行を達成するために長期継続契約の新しい条項改正もなされたということですから、地方自治法の解釈からいうと、研究の余地はあると思うのですけれど、いかがですかね。

○川上財政課長 実際の事務については監査委員事務局でしていただいていることもありますので、今、川田委員からおっしゃっていただいたことをきちんとお伝えさせていただいて、監査委員事務局のほうで研究していただくように伝えたいと思います。以上でございます。

○川田委員 それでよろしくをお願いします。よく考えたら、財政課長に言っても意味がなかったの。

議第31号、新領域水道ビジョンの策定について、簡単に1点だけですが、新領域水道ビジョンは、計画の中で圏域をきっちりと2つに分けられてやっておられますよね。まず、きっちりと分けられた目的をご説明いただけますか。

○村上地域政策課長 今、上水道エリアと簡易水道エリアの2つに分けさせていただいています。上水道事業は一定規模以上人口がおられる、水道の供給者が大きいところですね。

事業としては上水道と簡易水道の両方持っているところも含んでいるのですが、そこを上水道エリアにさせてもらってしまっていて、簡易水道のみをされているところを簡易水道エリアに分けさせていただいています。

なぜ分けるかといいますと、上水道エリアにつきましては一定規模がありますので、同じような課題に対して今回の計画の中では経営統合して一緒にやっていきたいと思いますという事で、28市町村のうち24市町村については既に県営水道が管でつながって上水を供給しているという状況でございます。そういったところと今回市町村が独自でやっておられる4市町をあわせて28市町村を上水道エリアとして1つのエリアで考えさせていただいています。

簡易水道エリアにつきましては、南部、東部の村になりますので、経営状況もかなり厳しいところもございます。上水の中で同じ議論をするには少し無理があるのではないかなということで、今回は受け皿組織を考えていきたいと思いますということで、提案させていただいております。

○川田委員 理念的にはすばらしいと思うのです。簡易水道のところで、今後県水に変わっていくところは、ゼロですか。そこは詳しくはわからないのですが、そういったところがあれば、区域の場所がえみたいなものも想定範囲内にあるのでしょうか。それはなくて、今のままで当面は進むということでしょうか。

○村上地域政策課長 地理的な問題がございまして、今から県水の上水供給をしている管をつなぎに行く可能性はかなり低いと判断しております。

○川田委員 わかりました。

○中村委員長 ほかになければ、これをもちまして付託議案についての質疑を終わります。続きまして、付託議案につきまして委員の意見を求めます。ご発言願います。

○山村委員 では、議案についての意見を述べたいと思います。

最初に、議第18号、奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例ですが、総務警察委員会に係る部分は、文化財保存課と文化財保存事務所の職員を知事部局に移すことに伴う変更だと思うのですがけれども、このこと自身について反対であります。文化財保護行政は独立してあるべきだと思います。

次に、議第19号です。知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例ですがけれども、知事はいいのですがけれども、一般職の職員に関しても、引き続き減額を行っていくというあり方はもうやめるべきだと思いますので、これは反対いたします。

次に、議第 2 1 号、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例ですけれども、おおむね値上げになっております。消費税が 1 0 % に増税する関係もあって値上げになると聞いておりますが、これは住民負担が大きくなるということで反対いたします。

次に、議第 3 1 号、新領域水道ビジョンの策定につきましては、先ほども述べましたけれども、もっと地域の住民が議論できる状況をつくってからでないと、早急に決めることについては反対です。

次に、議第 1 2 2 号、(仮称) 奈良県国際芸術家村整備事業にかかる請負契約の変更に ついてですが、これはもともと巨額の税金を投入した大型の箱物づくりということで、計画そのものに反対しておりますので、今回の、さらに増額をする契約には反対です。

次に、報第 3 2 号、奈良県国民保護計画の変更の報告ですけれども、国民保護計画そのものに反対をしております。以上です。

○中村委員長 わかりました。

○川田委員 議第 1 8 号は、まだ研究課題がありますが、賛成しておきます。

議第 1 9 号は反対です。任期が変わった後の方が出すのであれば職員さんの分を除いては賛成です。だけれど、任期が変わる前に、次の知事給与について、今から出すことは普通はないと思っていますので、そういった意味も含めて議第 1 9 号は反対します。

議第 1 2 2 号については、本当に義務的な耐震化に経費を使わずに、こういったものを先行してやるのは忍びないので反対をさせていただきます。

○中村委員長 わかりました。

ほかの委員はよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、ただいまより付託を受けました各議案につきまして、採決を行いたいと思 います。

まず、平成 3 1 年度議案、議第 1 8 号中、当委員会所管分につきましては、委員より反 対の意見がありましたので、起立により採決したいと思います。

平成 3 1 年度議案、議第 1 8 号中、当委員会所管分について、原案どおり可決するこ とに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございました。ご着席願います。

起立多数でございますので、本案は、原案どおり可決することに決定をいたしました。

続きまして、平成31年度議案、議第19号につきましては、委員より反対の意見がありましたので、これも起立により採決をいたします。

平成31年度議案、議第19号について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

続きまして、平成31年度議案、議第21号中、当委員会所管分については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決をいたします。

平成31年度議案、議第21号中、当委員会所管分について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案は、原案どおり可決することに決しました。

次に、平成31年度議案、議第31号につきましては、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決をいたします。

平成31年度議案、議第31号について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございました。ご着席ください。

起立多数であります。

よって、本案は、原案どおり可決することに決しました。

次に、平成30年度議案、議第122号につきましては、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。

平成30年度議案、議第122号につきましては、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席をお願いします。

起立多数であります。

よって、本案は、原案どおり可決することに決しました。

次に、ただいま可決されました議案を除く残余の議案につきましては、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りをします。

平成31年度議案、議第17号中、当委員会所管分、議第20号、議第22号、議第23号中、当委員会所管分及び議第29号並びに平成30年度議案、議第123号につきましては、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、本案は、いずれも原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてでございます。

平成30年度議案、報第32号及び報第34号中、当委員会所管分につきましては、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承をお願いをします。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

それでは、次に、その他の事項に入ります。

まず、総務部長から県有施設等耐震検討チームについて、地域振興部長から第3次奈良県エネルギービジョンにかかる意見募集の結果について、ほか1件、観光局長から平成30年度大立山まつり実施概要について、報告を行いたいとの申し出がございましたので、順にご報告を願います。

なお、理事者におかれましては、着席にてご報告をお願いします。

○末光総務部長 委員長から着席にて報告とのご配慮をいただきましたので、着席にて報告させていただきます。

私からは、県有施設等耐震検討チームについて、配付されております資料1-1と資料1-2でご説明したいと思います。

県有施設の耐震性の確保につきましては、これまでも順次取り組みを進めてきましたけれども、県文化会館をはじめ、その安全性について関心も高まっていることを踏まえまして、今般庁内に部局横断の県有施設等耐震検討チームを立ち上げ、県有施設全体の耐震対策について検討を進めることとしております。耐震性につきまして早期に対応が必要な施

設を、専門家等第三者の意見も踏まえて当面の方向性を検討していくというものでございます。

資料1-2に資料をつけておりますけれども、第1回の会議が2月7日に開催されたところであります。

概要を申し上げますと、対象施設につきましては資料1-1にございますとおり、施設の耐震性能の指標（I s 値）でありますとか、利用者の状況を踏まえまして、対象施設を設定し、優先順位をつけて検討していくことにしております。

なお、耐震未診断の施設についても、あわせて検討するというようにしております。

委員の構成につきましては、私、総務部長がチームリーダーを務めさせていただいております。第三者（専門家）ということで、建築構造系、あるいは地震防災系の専門家にアドバイザーとして依頼をしているものであります。各施設につきましては、第三者（専門家）の意見をお伺いしまして、それも踏まえてチームで検討をしていくことにしております。

資料1-1の2枚目をごらんいただきたいと思いますけれども、1回目の2月7日のチーム会議の冒頭に、知事から検討を進めるに当たっての基本的な考え方が示されております。例示で申し上げますと、一番上にありますように、施設を利用する県民の安全・安心の確保を最優先に考慮しつつ、県民の利便性・快適性の向上に資するよう、耐震対策を含めた施設管理のあり方の検討など、都合6点につきまして基本的な考え方が示されております。チームにおいてはこれに沿って検討を進めていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、県民の皆様は早く安心していただけるように早急に対応を進めてまいります。以上でございます。

○山下地域振興部長 委員長から着席にて説明のご配慮をいただいておりますので、着席して説明させていただきます。

それでは、私から2件報告させていただきます。

まず1点目ですけれども、資料2-1、（仮称）第3次奈良県エネルギービジョン（案）に関する意見募集（パブリックコメント）結果についてをごらんください。さきの12月議会で、ご報告させていただきましたビジョンの原案につきましてパブリックコメントを実施いたしました。その結果のご報告でございます。

資料の1枚目の1段目、パブリックコメント結果についてをごらんください。パブリックコメントは、12月26日から1月24日までの期間で実施いたしました。4名の方

から計18件のご意見、ご要望をいただきました。その内訳は、エネルギービジョンに関するご意見が2件、今後の取り組みに関するご意見、ご要望が16件ございました。

続きまして、2段目の箱、エネルギービジョンに関する意見をごらんください。エネルギービジョンに関しましては、ビジョンの基本目標である再生可能エネルギーによる電力自給率22%を目標にしておりますが、この目標を50%以上とし、エネルギーの地産地消を目指してほしいというもの。それから、目標値の設定方法について、過去の実績から推計する目標値ではなく、エネルギー自給率の向上を目指す意欲的な目標値としてほしいというご意見がございました。

これらのご意見に対する県の考え方でございますが、基本目標については、再生可能エネルギー導入量の増加は今後鈍化すると思われることを踏まえ、現実的な目標として国が示す電源構成での再生可能エネルギーの割合、これが22%から24%と示されておりますが、これを一つの目安として22%に設定しております。

また、過去の実績からの推計で目標値を設定しているのは、太陽熱利用システム、エネファーム及びコージェネレーションシステムの導入目標であり、これまでの増加傾向を今後も維持するという観点から目標値を設定しているものでございます。

続きまして、3段目、今後の取り組みに関する意見・要望をごらんください。今後の取り組みに関しましては、より積極的な地産地消エネルギーの推進や、天川村の木質バイオマス先進事例の波及等について県として取り組むよう、ご意見・ご要望がありました。今後ビジョンを推進していく上での参考としていきたいと思っております。

また、農業廃棄物による発酵メタンの活用等についてのご意見・ご要望もありましたが、これについては技術的な課題が多いと聞いており、今後の技術開発を注視するとともに、産業振興等の他の施策の一環として考慮すべき課題と考えられますので、関係部局にいただいたご意見を伝えたところでございます。

以上のことを踏まえ、原案どおりエネルギービジョンを策定させていただきたいと考えております。

パブリックコメントでいただいたご意見及びそれに対する県の考え方の詳細については、この資料2-1の2枚目以降、それから、資料2-2は3次ビジョンの概要版、資料2-3は3次ビジョンの本編をつけさせていただいておりますので、お目通しいただけたらと思っております。

以上で、第3次奈良県エネルギービジョンに係る意見募集の結果についての説明を終わ

らせていただきます。

続きまして、(仮称)奈良県国際芸術家村の取組についてのご報告でございます。お手元の資料3、(仮称)奈良県国際芸術家村の取組についてをごらんください。

(仮称)奈良県国際芸術家村に関して実施いたしました奈良県国際芸術家村構想等検討委員会と(仮称)奈良県国際芸術家村企画協議会の内容についてご報告させていただきます。両会議については、資料3の2ページ以降につけさせていただいております。同じものを両会議で使わせていただきました。

それでは、内容を簡単に説明いたします。2ページをごらんください。(仮称)奈良県国際芸術家村の行政組織名の話です。歴史文化、芸術文化、村という3つのキーワードのもと、なら歴史芸術文化村とさせていただき、広く県民に愛着を持っていただけるように、来年度には愛称も別途募集をしたいと考えております。

それでは、3ページをごらんください。運営体制についてでございます。指定管理事業者の業務範囲などは記載のとおりであり、4ページに記載のとおり現在公募しておりますが、民設民営ホテルの優先交渉権者が決まりましたら、4月以降に意見交換を行い、来年度中に指定管理事業者を公募したいと考えております。

続きまして、5ページ、ソフト展開のイメージですが、表に記載しておりますとおり、未就学児からシニア層まで幅広い年齢層を対象に、奈良の歴史、芸術、文化を体感できるプログラムを提供したいと考えております。今後は、地元の関係者や事業実施主体となり得る団体などで構成される推進体制を構築していきたいと考えております。

6ページをごらんください。各棟の部屋は何度もご紹介しておりますが、こういった取り組みが可能なのかをイメージしやすいように、平面図と機能について審査していただいております。

7ページから8ページは、モデルコース的にどうたどれるのかを示させていただいております。

9ページは大学連携についての記述でございます。現在地元の天理大学との間でなら歴史芸術文化村での天理大学による講義の実施、文化活動の発表の場としての活用、図書館や参考館との連携展示などについて、連携協定を締結したいと考えており、締結に向け調整を行っているところでございます。天理大学との連携を皮切りに、他の県内の大学、全国の、特に芸術系の大学との連携につなげていきたいと考えております。

最後に、10ページでございますが、それぞれの事項のスケジュールを体系的に全体を

一覧していただけるように整理したものでございます。

今、ご説明いたしました内容を2つの会議で説明した後、いただいたご意見などをまとめさせていただいたものを、1ページに記しております。まずは、左側ですが、奈良県国際芸術家村構想等検討委員会の概要を記しております。施設の名称や運営体制などについて委員会でご了承をいただいたところでございます。委員からは、全体を総括できるプロデューサーを早目に決めていくことが大事といったご意見や、歴史、芸術、文化の力で地域を活性化していくため、民間の力と県の力を融合させた運営を行い、生きた拠点にしてほしいといったご意見などをいただきました。今後はいただいたご意見などを踏まえ、運営体制などの検討をさらに深めていきたいと考えております。

次に、(仮称)奈良県国際芸術家村企画協議会の概要を記しております。企画協議会のメンバーは、地元の大学、商工会を含む地元、金融機関、観光関係の県内の方々にこの施設についてのご議論、アイデアをいただくところでございます。会員からの主な意見というところで書かせていただきました。

それぞれの会議でいただいた意見などを参考にしながら、今後も取り組みを進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

○折原観光局長兼県土マネジメント部理事（地域交通担当） 委員長からご配慮をいただいておりますので、着席にて報告させていただきます。

私からは、資料4、平成30年度大立山まつりの実施概要についてご報告させていただきます。

今年度の大立山まつりでございますが、1月26日土曜日、27日日曜日の2日間、平城宮跡歴史公園の朱雀門ひろばで開催いたしました。従前から実施しております伝統行事の披露、あったかもんなどの地域の特産品の販売、立山の展示を引き続き実施いたしました。伝統行事の披露は17市町村から20団体、地域の特産品の販売は全39市町村、立山の展示は3市町から3団体に出展いただきました。また、子どもや家族連れが楽しめる縁日も引き続き実施したところでございます。

それに加えて、今年度は新たに実行委員会の会長に就任いただいた海龍王寺の石川住職をはじめといたしました民間の方々の企画力、発想力、ネットワークを生かしたさまざまな新規コンテンツを実施いたしました。奈良時代を学び体験できるワークショップや講話でございますとか、会場を終着点とした飛鳥京・藤原京などをめぐるバスツアー、市

町村の職員とメディア・インフルエンサーなどの方々のご縁つなぎなどの企画を実施いたしました。継続企画と新企画を合わせて30企画以上実施させていただきました。

また、朱雀門ひろばの利点を生かしまして、平城宮いざない館、天平みはらし館などの既存施設を最大限に活用いたしました。26日土曜日のいざない館の入館者数は4,805人でございますけれども、昨年3月の開園日とその翌日を除きまして過去最高となったと聞いてございます。

さらに、開催時間を2時間前倒しいたしまして、昼間の比較的暖かい時間にまつりを楽しんでいただきまして、地域の特産品をランチタイムにも楽しんでいただきました。

2日間の来場者数でございますが、2万3,088人で、昨年の2万4,452人よりは多少減ってございますが、昨年は開催日数が3日間ございましたので、土日の2日間で比べますと昨年よりも増加しております。さらに、日曜日の来場者数では9,714人と、昨年の6,700人を大きく上回ったところでございます。

2ページ目をお願いいたします。新しい企画の実施状況について少しご説明させていただきます。資料の左側の中ほど、ピンクの枠でございます。ワークショップ・講話でございますけれども、天平うまし館やみはらし館などでのVRシアターなどを活用いたしましてワークショップを計9回、講話・トークショーを計11回行いまして、合計で延べ650名以上の方にご参加いただきました。

また、資料の右側の中ほど、これもピンクの枠でございますけれども、奈良時代体験・天平茶体験につきましては、12回行いまして、延べ70名以上の方にご参加いただいたところでございます。

資料右側の一番下の青い枠、市町村とメディア等のご縁つなぎでございますけれども、計4回の情報交換会を行いまして、合計で延べ120名の方にご参加いただいたところでございます。

ご説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○中村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告、またはその他の事項も含めまして、質問があればご発言をお願いします。

○川田委員 休憩は入りますか。

○中村委員長 いや、もう行きましょう。

○川田委員 あと4時間ぐらいかかると思いますが、お願いします。

まず、財政課からです。自分の所属する常任委員会で予算の質問もしていいことになっておりましたので、お聞かせいただきます。

まず、平成31年度の地方財政計画が出てまいりました。その主な留意事項は、総務省からも示されているわけですが、その主なところのご説明をお願いしますか。

○川上財政課長 地方財政計画の関係でございます。まず、大きな話でいいますと、地方財政対策ですけれども、人づくり革命の実現であったり、地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みながら、地方が安定的な財政運営を行うため必要となる一般財源総額については、もともと平成30年度の地方財政計画の水準を上回らない、実質的に同水準を確保するという国においては当初からおっしゃってましたけれども、最終的に一般財源については昨年比で1.0%増で総額は確保していただいている状況でございます。

それと、財源不足の関係ですけれども、24年連続してと書いていますけれども、いろいろな公共事業等起債の充当率の臨時的な引き上げなどを実施された上で、国と地方で折半して補填することで最終的には財源不足が生じないようにしております。

あと、平成31年10月から消費税率が上がることに伴いまして、幼児教育の無償化については財源をしっかりと確保されているということ。それから、自動車税の環境性能割が導入をされるということですが、自治体に対して全額、地方特例交付金という形できちんと確保していくということ。

それから、県でも今回の2月補正で計上させていただいておりますけれども、防災・減災、国土強靱化のための3カ年の緊急対策を推進していくということで、それに伴う新たな起債措置などを計上されているということ。地方の財源不足額が縮小した上で折半対象の財源不足が解消されたとともに、臨時財政対策債についても前年度から約7,000億円ですけれども抑制されたという形で示されているということです。

主なポイントということでご説明させていただきました。以上でございます。

○川田委員 大きな変化は、特に特徴的なものは余りないのですが、防災・減災の3カ年計画が今回の地方財政計画から入れられていると。まさしく今の奈良県における県土強靱化ということで、耐震関係も含めていろいろな議題になってきましたけれども、その辺の資金需要計画というのは、財政課としては先行きをどのように考えておられるのですか。

○川上財政課長 先行きですが、今回の県土マネジメント部における防災対策、県有施設の耐震化があるのは事実でございます。額がまだ把握し切れていないところがあるのです

けれども、いろいろな財源、今回も新たな国庫補助を設けられたり、充当率が高く交付税措置もいい起債を国で設けられているということもあります。まずはこの国の財源を活用しながら、残余の分については、いろいろな県が持っている財源を活用しながら、財政課としてはしっかりと取り組みはやっていかないといけないと考えております。以上でございます。

○川田委員 小さいものから大きなものまでたくさんあるのですけれど、早い時期での把握がなければ、市町村だったら財源が足りませんので、一時借入金に頼ったりして回転させているのです。県は一時借入金はほとんどなかったのですかね。お金がある中でやっておられるのですけれど、この年度単位での資金需要を考えていかないと、来年は来年で考える、それは部署に言っているから部署が提出してくれるという、待ち続けた結果ですね。大きなものは全て先送りされ、金額が幾らかかるのかわからないということだったら、先行きの資金需要計画は組めないと思うのです。民間でも先行き、最低でも10年程度は、どれだけのお金が要るのか計算してやっているはずです。末光総務部長は財務省出身だったら、もっと先までシミュレーションされている状況において、その辺は組織のあり方を含めて抜本的に見直していく必要があるのではないかと思います。でないと、ことしは無理だよ、来年はどうかのこの議論をする必要がないですから。予算は確かに単年度予算でやっていますけれど、もう少し中長期的に計画は組めるわけですから。そのあたりの考え方を、今後どのように健全化していくかも含めてお考えになっているのか、末光総務部長、いかがでしょうか。

○末光総務部長 中長期的に県財政の健全化をしっかりと見ていくということは、川田委員がおっしゃるとおりだと思います。特に防災を含めて、公共施設を中長期的にどういう形で、維持管理費も含めてマネージしていくかということは非常に重要な課題だと思っております。各部局それぞれの所属課に任せるだけではなくてしっかりと連携をとって、全体を見ながら財政運営を含めて見ていきたいと思っております。以上です。

○川田委員 そこは何か目に見える形でお願いをしたいと思います。

そして、これは前から思っていましたけれど、組織上で統制をするものが大きく欠けていたのではないかと思います。各部署が計画を立ててやっています。しかし、その計画の進捗度等をチェックする機関がなかった、統制するところがなかったのではないかと。これが特に強い印象があるのです。はっきり言えば、教育委員会など、別の執行機関だからとなってしまうのですけれど、あの奈良高校の問題でも悲惨なものだったです。

それは、わかる人が見れば何をやっているのという話になる。統制が効くシステムをつくらないと、自分の組織から自分の悪いことをどんどん表に出して喜んでおられる方は多分いらっしゃらないと思うので、そこをチェックできる体制をつくらなければいけないのではないかと思います。そういった面も含めて目に見える形をお願いをしておきたいと思えます。

きょうは淡々で行きます。前から言っていますけれども、基準財政需要額、臨時財政対策債も借りているのでややこしくなるのですが、他府県との比較では、大体同じ限度額のところが臨時財政対策債も借りているわけです。平成20年度以降は、基準財政規模の中に臨時財政対策債の額が含まれているとお聞きしましたがけれど、その部分を考えたとしても、それは全部入っているわけですから、関係がないと思うのです。保有している基金残高から考えましたら、財政規模からいうと、奈良県は非常に高いのです。東北地方における復興基金が含まれているところと不交付団体の東京都を除けば、日本で一番高いのは奈良県ではないかと。今こういった状態にあるわけです。本来、租税論からいきましたら、必要だからお金を徴収させていただくというのが基本ではないですか。どこかに王様がいらっしゃって、その方をぜいたくさせるために税金を納めているということは今の時代ではありませんので、そういったことではない。これだけの基金を積み立てながら、もう何回もくどいほど言っているのですが、奈良県の将来を担っていただける子どもたちの学ぶ環境がI s 値の悪い状況の中で、見てきましたけれども廃墟に近いような校舎でやらなければいけない。そういったお金がなかったのかというと、基金にはあるわけですよ。このあたりは徹底して見直していただかないといけないところだと思うのです。

いずれにしても、川上財政課長から今説明がありました防災関係の3カ年、強靱化関係の3カ年計画においても、国の有利な起債等は当然あるでしょうけれども、それとは関係なしに、抜本的にこういった中身の問題から変えていく必要があるのではないかと。本来使っていただかなければいけないものに使っていただいていたら、これは世代間の税負担の不公平感にもつながってくるわけです。細かく分別して調べているわけではありませんが、そのあたりを徹底してお願いをしておきたいのです。義務的な事務の優先は当然だと思うのですが、そのあたりの意見はいかがでしょうか。

○川上財政課長 恐らく平成29年度ぐらいの話でされているのかなと思うのですがけれども、現実今、平成31年度末で言いますと、全体として1,300億円程度ということで、当時からいろいろ活用させていただいたということもあるので、現実には減っている状況に

あります。

実際に投資をしていくには、県債を発行して世代間の負担の公平性を図ることは必要であるということと、私どもといたしましては将来に過度の負担を残したくないということもありますので、交付税措置のない県債の発行を抑制していくために基金に一旦積み立てをして活用させていただいているということもあります。

ただ、川田委員がおっしゃったように、耐震化など、県民の安全・安心ということは十分承知しておりますので、それについてはしっかりと、いろいろな財源を活用しながら対応していきたいと考えております。以上でございます。

○川田委員 財政課長だけの問題ではないと思うのです。根幹の問題で、いろいろな事業をやっていく、投資もしていかなければならない、これは誰でもわかりますよね。何もなしでただ人件費だけ払った、1年間終わりということはあるわけがないですから。それはいいのですけれども、必要なものや弱者のものを先送りして、財布をあけたらたくさんお金があったということですよ。

確かに今、1,300億円ぐらい基金が減ったというけれど、臨時財政対策債の前倒し償還をされたわけですよ。本来臨時財政対策債というのは、橋をつくったり、道をつくったりというものに使っているのであれば将来のものに使うから、そのときの方が負担しても、これは負担感の不公平はないです。これはもう構造上明らかになっています。先日、大学へ行って講義をさせてもらってきましたけれど、そこの観点は切りかえてやっていきたい。緊急的なリーマンショック的なものがあって、1～2年は仕方がないと、これはどんな世界でもあると思いますけれど、それが恒常的になっていくことは、行政の根幹から、考え方の概念から離れてしまうのではないかなということが大きく危惧しています。今後そういった義務的なものに関してお金がない、計画はまだできていない、お金がたくさんかかりますからという返答は二度とないようにやっていただきたいと思います。

それと、平成31年度の予算編成をご苦労かけてやっていただいて、短時間でかなり厳しい部分があった上での編成だったと思いますが、その中で前々からも言っていましたけれど、ホテルを建てます、コンベンションセンターを建てます、芸術家村もやる、そういったビルドはいいですけど、何かをやろうと思ったら何かをスクラップしていく必要があるわけです。

主なもので結構ですから、奈良県において、平成31年度予算に向けて、どういったものが平成30年度から大きくスクラップされたのか、その辺をご説明いただけるでしょう

か。

○川上財政課長 既存事業の見直しということで、我々がお示しさせていただいている中では、廃止、休止として、大きい小さいも含めて83事業、その他見直しも100事業程度させていただいて、大体24億円程度、出させていただいている状況でございます。当初の目的を達成したものもありますし、効率的に事業を実施するということで統合されたり、民間が主体となって実施いただくなどの取り組みをさせていただいているところでございます。

額の大きいもので言いますと、例えば糖尿病の関係で、医大と連携してやってきた分については、民間のネットワークを活用できるということで廃止をしたり、すぐは出てきませんけれども、同じような取り組みについては一緒にやったほうがいいのではないかなど、一つ一ついろいろ検証しながらやらせていただいたところでございます。以上でございます。

○川田委員 また、きょうは全部やっていたら時間がかかりますので、スクラップ表はまた見せてください。

スクラップをやっていくのはいいのですけれど、今24億円とおっしゃったのですか、でも10年単位で見たら240億円ぐらいは別のものに使えるという感じになります。今後、奈良県に関しては約20年近く人口が減少し続けているのです。奈良県だけがなぜか転出者が多いということも含めて、人口減少がずっと続いている。日本国全体を見ても本格的に来るのはこれからであるということです。

今回この予算の留意点にも書いていたと思うのですけれど、コンパクトな行政をつくっていこうということで、極端な話でしょうけれど、今の半分ぐらいの人数で今と同じぐらいの仕事をやりましょうと書いていました。ホームページに出ていましたけれど、財務省の資料に書いていたのです。将来的にそういう時代が来るので、そうしていかなければいけない。それにはAIでありますとか、IT化をもっと進めたり、自動化といったものも進めていかなければいけないということで、効率化を重点的に置いてきたと。

人事課に聞きますけれど、職員採用計画は今後大きくかわってくるのではないですか。当然今でも考えておられると思うのです。平成31年度に向けては、そういったところをどのように考えているのかお答えいただけますか。

○乾人事課長 従来の半分の職員で自治体行政が回るようにというショッキングな報告を国で出されたと聞いております。人口減少は一定進んでいくと予想はしてございますけれ

ども、一方で、高齢化に伴う行政ニーズはふえていく要素もございます。今までは職員定数を削減という形でさせてもらっていましたが、そういう新たな行政ニーズに向けて適正に対応することもございまして、削減ではなくて一定規模を維持する。なおかつ、業務の効率化をどんどん進めていかなければいけないということで、直接半分というところにはつながらないかわかりませんが、人事課としまして、モバイル端末でありますとかAI等々を活用して効率的な、生産性が向上するような取り組みを進めているところでございます。

○川田委員 方向性だけでいいのです。奈良県は、特に人口減少率がこれからものすごく激しくなるのです。ということは、今の人員を確保したままだったら、職員一人頭に対しての人口比率はよそに比べたらものすごく低くなっていくではないですか。それは財政上も当然無理でしょうし、今後そういった方向性を持って、短期的に研究をしていただきたいをお願いしておきます。

今回耐震の問題がいろいろありました。私らど素人がいろいろ短期間で勉強して、いろいろわかって、審議もさせてもらいました。技師の話も聞きましたし、いろいろな専門家の話も聞きました。県庁にも技師がいらっしゃるのですけれど、ほとんど技師らしい仕事をやっていないではないですか。入札手続などの事務ばかりになっている。こういった技師が本来やらなければいけない仕事できていない。何のために技師で雇ったのかということがすごく強く印象に残っているのです。その点は採用数も含めてでしょうけれど、要るのだったら採用数をふやさなければいけないのではないですか。これから県土強靱化をやっていこうという国の方針も出ているわけなので技師は重要です。民間が忙しくなれば行政には来ないという理由もあるのでしょうか、そのあたりを含めて研究いただきたいのですが、いかがですか。

○乾人事課長 このごろ東京オリンピック等々もございまして、民間の土木系職員の採用状況は活発で、その関係もございまして、県でも人材確保については苦労している面がございます。特に技術系でございしますが、人事課においては採用の募集数をふやすとか、人事委員会が採用試験をしていますけれども、人事課でも大学なり専門学校等に積極的な求人活動やセミナー、現場ツアー、視察ツアーもしています。引き続き人事委員会とも協力いたしまして、業務に必要な人材の確保に努めていきたいと思っています。以上でございます。

○川田委員 ぜひとも技師のバランスをきっちりってください。どこかで調整しないと

できないと思いますので、そこはお願いしておきます。

予算に戻るのですけれど、交付税措置のある、使える県債をとるのはいいのですけれど、その分、別で基準財政需要額に入ってきますから、県としては決してマイナスの行為をやっているとは言えないのですけれど、マクロ的に見たら、地方財政計画の額がほとんど変わっていない現状でずっと来ているので、最終的には得ですと言ってほかが減らされているのだから、自分たちで結局、払っているのかなど。県の負債があるから一概には言えないのですけれど、そういうこともあるので、あまりそれを強調し過ぎて言われると、中身と違いますと私も思うので、そこはお願いしておきたいと。これは意見だけにしておきます。

ちょうど先週の特別委員会で驚くべきことが発覚したのです。今度奈良高校に2億円で、木造のドームみたいな体育館を建てられるとおっしゃっていたのですけれど、3年間しか使わないのに、2億円かかると言っているのです。その後、何に使うのか聞いたのです。行政がイベントなどで使い回しをされるとか言われていたのですが、聞いていたら何も決まっていなかったのです。もともと奈良高校は横に本当の体育館があつて、I s 値が0.05だから今、一時的に使うのをやめたのでしょう。コンクリート強度は悪くないから補強工事はできるのです、もとの状態には戻るので。

緊急防災・減災事業債さえ取れたら、計算したら約5,800万円でできるのに、なぜたった3年間しか使わないものに2億円も使うのか。後は有効活用でと言っていましたけれど、具体的なことを言ってくださいといったら何も言えないのです。このような予算執行はないでしょう。私も地方議員を長いことやっていますが、先行き何に使うかも決まっていないものに2億円を使うことはあり得ないです。担当課に聞いたら、3年間だったら6,000万円か7,000万円で普通のリース物件もあると言うのです。毎日使うものだったらいいけれど、年に1回とか2回しか使わないものに2億円は使うはずがないではないですか。大立山の4つで、8,000万円かかっただけでも、いろいろ意見がありましたよね。これは、執行上の問題で財務関係上の問題だと思いますので、執行で検査を入れてストップさせてください。緊急防災・減災事業債が使えたらの話ですけれど、丸々広い体育館が使えるのですよ。リースも1年ぐらいでいけるのだから、もとおりの状態でそこを使っていただけのわけでしょう。補強工事は無駄にしてもいいのですかと聞いていましたけれど、もともと平成27年にとめたのは教育長だったのですから。

たった3年しか使わない、先に使うかも決まっていないうのに2億円というのは、財務会

計上問題があると思うのです。税務課長など、本当にわずかの金額を集めるだけでも大変ご苦労して集めてもらっていますのに、それを簡単に有効活用しますと、これだけの事態にもまだそのようなことを言っている。県民からも短期間で多くのメールも来ているのです。そのような先行きも決まっていなないものに対して、まして低額でできる方法もあるにもかかわらず、奈良県はそのような余裕はないはずですけど、その点だけ財務会計上の指針を示していただきたいと思っていたのですが、いかがですか。

○川上財政課長 恐らく教育委員会の答弁と同じような話をせざるを得ないと思うのですが、奈良高校の仮設の体育館については、現在の体育館のI s値が低いということから使用停止をします。その上で、代替施設として仮設のものを設置されると教育委員会で決められたという経緯があるということ。それから、具体的内容についても教育委員会で検討されて、木造で移設が可能な仮設体育館をされたということ。それから、実際には将来の活用方法について現時点では具体的には決まっていなないということは我々も聞いているのです。それと合わせまして、実際には3年間、奈良高校で使われるということ、それを踏まえながら、実際有効な活用方法について検討を進められるということでもありますので、私どもといたしましては、今後教育委員会においてしっかりと有効に活用していただけるように、また、他部局にも照会を行うと聞いておりますので、そういう取り組みを進めていただけるものと考えているところでございます。以上でございます。

○川田委員 教育委員会があっせん屋ではないのですから、必要ではないものまで買うことは財政上は絶対にできないですよ。末光総務部長は財務省出身だからそんなところは当たり前前の話でしょう。それはきちんとチェックを入れてください。3年間考えるからといってお金を出すのですか。出せないと思うのですよ。そうおっしゃるのだったら、なぜ出せるのかという法的論理を文書で出してください。お願いします。

仮設で建てる方針を示したというけれども、学校側はその方針に対して、それでは学校の授業に問題があると言っているのですよね。それは教育委員会に対して要望書という形で公文書で出されているのです。育友会からも出されてるんです。教職員組合からも出されているのですよね。そういった権利者民意も全部無視して、大丈夫です、また何か考えますと。使うと言っていたI s値0.32の本校舎も、繰越明許費の金額を聞いたら補強工事代がたった450万円しかない。450万円で補強できるわけがない。

その補強工事を行ったら、I s値は幾らになるのですか。計算してませんと。やっぴななかったら、保護者の皆さんになぜそれが安全だということを言えるのですか。安全とは

言えませんと。安全と言えないのだったら、なぜ使うと言えるのですかと。そういう順繰りになっていくわけですが、これは異常ではないですか。できる限り万全の体制をと言っていて、0.34の施設でもここは使えませんとストップしたところもあるわけでしょう。整合性がとれていないのですよ。まして450万円の部分的な補修でI s値が変わるわけがないし、地震はどちらから揺れてくるか、どのような大きさで来るか全くわからないわけでしょう。わからないことを大丈夫ですと言えないから、どの方向から来ても大丈夫なI s値にして、何とか生命、身体の保護だけは最低でもできるようにしようというのが耐震工法の概念ではないですか。

だから、その点についてもう一度、法務文書課が担当されているのだったら、ぜひとも0.3～0.7までも安全措置をとると言っていたのだから、そこは調査をしていただいて、保護者の皆さんに、こういう理由で安全性がまだ欠けています、安全性を担保できるのですと、説明を行っていただけませんか。

○浅見法務文書課長 ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

0.3～0.7についても安全確保するようにしっかりとというご指摘でございますけれども、知事部局から教育委員会に対して、安全確保をしっかりと検討して報告してほしいと要請いたしまして、昨年11月9日に第1回の報告がございました。これについては、I s値が0.3未満のところを中心とした対策でございましたけれども、知事のほうから、0.3～0.7の部分についてもしっかりと安全性を確保するという観点で説明責任を果たすようにということで再度の要請がございました。こちらにつきましても昨年12月20日付で教育委員会から報告をいただいているところでございます。

検査をどのようにしたのかということも、途中ご質問の中でございましたけれども、教育委員会においては、安全性の再確認と安全確保のための措置の検討に当たって、技術的知見を有する専門職員の意見を聞いてございました。このことから、関係資料の提出も受けまして、使用を継続する建物については建物の弱点部分について重点的に応急補強を考えていることなど、生徒、教職員の安全確保をできる限り図るための対策が講じられようとしているものと確認してございます。この対策によりましても、I s値が0.7未満の建物の使用、即時全面的に解消できるわけではないことは承知してございますが、教育委員会においては学校側と調整しつつ、さまざまな検討を重ねた上で生徒、教職員の安全確保をできる限り図るという観点から、現時点で速やかに実現可能な対応策をまとめるよう努力をされたものと評価しているところでございます。

耐震改修促進法の法理との言及もございましたので付言させていただきますが、耐震改修促進法の趣旨ですけれども、切迫性の高い地震について、発生までの時間は限られてございますので、耐震改修の計画を定めて効果的・効率的に建築物の耐震改修等を実施することを求めたものと認識してございます。そういった意味では、教育委員会においては、県立高校の耐震化について耐震補強や改築移転によって2022年までに完了するという計画をまず持っております。

また、この耐震改修促進法を踏まえて策定された文部科学省の学校施設耐震化推進指針というものがございます。この中で、耐震化事業を実施するまでの期間が長くなる場合には、児童生徒等の安全確保のため応急的な補強を行うことが重要であるとしてございまして、耐震完了までの応急補強は否定されていないと考えてございます。

そういったことも含めまして、先ほど申しましたように、 I_s 値が0.3から0.7の建物について、使用停止が難しい場合には、建物の弱点部分を重点的に応急補強するという教育委員会のご報告について、私どもとしては速やかに実現可能な最善の対応策をまとめられたものと評価しているところでございます。以上でございます。

○中村委員長 川田委員が質問中ですがけれども、しばらく休憩をして40分から委員会を再開いたしますので、よろしく申し上げます。

15:22分 休憩

15:41分 再開

○中村委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

○川田委員 今ご答弁いただいたのですが、全て後づけ材料ではないですか。半年前からずっとやっていて、そういった材料もわかっている上で全部協議してきたわけでしょう。今さら一部補強でもいいとか言うのだったら、平成27年に体育館の工事をとめているわけではないですか。平成19年に耐震診断も出ているわけです。普通の状態だったらその話でいいでしょう。でも、普通の状態ではないから言っているわけではないですか。

聞きますけれど、今、どの専門家が意見を言っているのですか。

○浅見法務文書課長 県庁の技術職の職員に教育委員会が確認をしていると聞いてございます。

○川田委員 だから、誰ですか。名前を教えてください。

○浅見法務文書課長 申しわけございません。特定の個人というよりは技術職の方は、県庁に複数おりますので、その技術職の職員に確認していると聞いております。

○川田委員　そういう助言をいただくという仕事は、その長からの命令がなかったらその人はしないでしょう。そうなっていますよね。勝手に聞きに行っても、何の材料にもならないではないですか。その長に命令をもらって初めてその人はその仕事をするのですよ。だから、言えるじゃないですか。誰がその担当をしたのかをおっしゃってください。

○浅見法務文書課長　技術職の職員は、教育委員会にも併任がかかっていると伺っていますので、そういった職員に確認をしたものと承知してございます。

○川田委員　そうしたら、県有施設営繕課ですね、併任がかかっているのは県有施設営繕課です。県有施設営繕課の2名のどちらかがそれで大丈夫だと言ったのですか。

今度は聞き方を変えます。先ほど内容を聞いて評価をしたとおっしゃっていました。奈良高校の本校舎には職員室もあるし、教職員もいらっしゃるわけです。生徒も行き来しているわけです。先日の特別委員会で、I s 値は幾らになるのですかと聞いたら、I s 値はわからないと言ったわけです。わからないのに安全かどうかなぜわかるのですか。それを教えてください。

○浅見法務文書課長　まず、併任は2名ではないかというお話でございましたけれども、今年度はもう少し多くの方が併任だと伺ってございます。

なぜわかるのかというご質問でございますけれども、こちらにつきましては、I s 値が幾つになるかはわからないというご報告でございますけれども、弱点を分析をした上で、そこに安全性向上のための応急補強をするというご報告をいただいております。私どもとしては、教育委員会において、現時点で実現可能な対応策をまとめられる努力をしたのかなという評価をしたという意味でございます。

○川田委員　学校はこの応急処置をします、安全なようにしますと、ただ、あすに0.7以上に持っていかないと、これは無理でしょう。だけれど、3年間使うわけだから、1カ月だけとか2カ月だけとか、城内高校に移るといっただけでも0.34のI s 値のところは、使わないと意思決定されているわけでしょう。奈良高校の本校舎の場合は0.32ということで、それも10年前の数字ですよ。0.3以下だったらなぜだめなのかと一般質問でも聞いたら、0.3以上から0.7以下の分についても対策すると言っていたのですよ。

大体450万円の繰越明許費の中身を聞いて驚いているのです。そのような金額でできるわけではないではないですか。心休めでやっているわけではないのですよ。皆さん、毎日毎日ご心配なされて、地震がないことを祈るのと、笑顔で出て行って、万が一何かあったらどうするのですかということでしょう。高校に入学するときには安全だといって入ってい

るのです。それからいろいろな調査をして、コンクリート強度がわかってきたり、I s 値の異常さがわかってきたり、著しく悪い状況だから、大問題になっているわけではないですか。それを450万円かけて、I s 値がわからないのに、どうしてそれが安全になったと言えるわけですか。そこのチェックは前からお願いしていたのではないのですか、きちっとやってくださいと。

教育委員会から報告を受けた後、その検査に要した資料全部の開示請求をかけました。ほとんどなかったではないですか。目視でいいよ悪いよとやっているだけですか。なぜ知事が要請までかけたのですか。知事はコメントでも皆さん心配されているから、その心配を取り除かないといけないという旨をおっしゃっていたでしょう。それをなぜそのような報告を1枚見ただけで、それは安心だと評価することができるのですか。

この半年間、あなたたちの仕事がふえたのは確かに申しわけないと思っていますよ。きょうは一部の方しか来られていないですけど、多くの方とお話しをしましたし、心の底から心配なされているわけです。この間の文化会館の説明みたいに、危ないのを理解して入学してくださいと言われた上で入っているわけではないのです。城内高校へ行け、プレハブを建てたらプレハブへ戻れ、クラブはどこですか、あちらの体育館へ行け、こちらの体育館へ行け、なぜこの高校だけがそこまで差別されないといけないのですか。仕事ぐらい真剣にやってくださいよ。官僚か何か知らないけれど、言いわけしようと思ったら、幾らでもできるのです。一日でも早く正常な形に戻すことが使命ではないのですか。もうくどくてやりたくないですけど、先ほどの答弁はないですよ。もう一回きちんと内容を検査してください。技師はいっぱいいらっしゃるではないですか。県庁の技師といろいろ話もさせてもらいましたけれど、本当に優秀な方が多いです。論点はわかっていらっしゃいます。それだけ申し上げておきます。

きょう保護者が来られているから、検査をしてなぜ安全なのか報告してください。1軒1軒回る必要はないのでホームページに出しても構わないです。

静岡県の学校でも、補強しようと思って検査していた。ある部分のI s 値が0.3とわかったのです。すぐさまストップしたではないですか。奈良市の卒業式でも先日テレビでやっていました。一条高校も文化会館を使うことになっていたのでしょうか。だけれど、急遽場所を変えて体育館でやられてたではないですか。確率的には非常に低いかもしれないけれども、万が一のことがあったら取り返しのつかないことになるから、生命、身体の保護を優先して意思決定しているわけでしょう。何か月もテレビで報道もされて、大変大き

い問題になってるのに、いつまで寝ぼけたことを言っているのですか。説明責任があるから公表だけしてください、お願いしておきます。

○浅見法務文書課長 教育委員会におきまして、これまで安全確保が十分に図られてこなかった結果、奈良高校の皆様をはじめ県立高校の皆様に安全の観点で大変なご不安を抱かせる状況になってしまっていることにつきましては、知事部局としても大変残念に思っているところでございます。

その上で、今回知事部局から生徒の皆様、それから教職員の安全を確保するように要請をした中で、奈良高校に関して申しますと、教育委員会からは、例えば、本館南棟でいうと、破壊に至るまでの変形能力が極めて乏しい、極脆性柱が4本あることが分析でわかったということで、この4本全てに耐震のスリットを施して、その変形能力を向上させることで安全性を確保しようという対策を講じることとしたと。また、このほかにも耐震壁の追加、補強等、安全対策を教育委員会として講じるという報告をいただいております。

教育財産の管理権限は教育委員会にございますので、できる限り安全確保に尽くして、説明責任を果たしてほしいということを知事部局として教育委員会に申し上げてございますけれども、引き続き教育委員会からご相談事項等々ございましたら、そこにはしっかりと応じてまいりたいと思っております。以上です。

○川田委員 聞いていることに答えてください。そのようなことを聞いているのではないのですよ。安全かどうかを公表してくださいと言っているわけです。

○中村委員長 暫時休憩します。

15:56分 休憩

15:58分 再開

○中村委員長 それでは、川田委員。

○川田委員 もう一度聞き直します。数値も出ていないのになぜ安全と言えるのですか、言えませんという答弁があったのです。言えないものを、保護者の皆さんに大丈夫ですと言えるわけがないので、何をもち、安全かどうかを私に答えてください。

○浅見法務文書課長 先ほどもご答弁申し上げましたけれども、教育委員会からの報告において、奈良高校の本館南棟の場合でございますが、破壊に至るまでの変形能力が極めて乏しい極脆性柱が4本ございまして、これがI s 値を下げる原因、弱点部分であるということでございました。こちらの4本の柱全てについて、耐震スリットを施して、柱の変形能力を向上させる対策をとるという教育委員会からの報告内容でございました。こちらに

よって、耐震性がどのレベルまで向上するかはわかりませんが、安全性を向上させる効果は見込まれるという報告内容でございましたので、私どもとしては理解をし、尊重することとしたものでございます。

○中村委員長 川田委員、少し待ってください。末光総務部長。

○末光総務部長 改めて知事部局の考え方についてご説明をさせていただきたいと思えますけれども、まず、今高校をお使いの生徒の方々、それから保護者の方々の不安を取り除いて安心して過ごせるということに向けてできるだけ努力をすることは、最も重要と考えておりますし、そこは川田委員のおっしゃるとおりだと思います。

その上で、今回出てきました具体的な450万円ではありますけれども、安全確保に係る応急補強ということで、これによってI s値が具体的にどれほどになるのかわからないということ、教育委員会で答弁していることは認識しております。

一方で、構造耐震の観点からすると、一定の補強なりの工事をした場合に、具体的にどこまでかわからないとしても、耐震構造上、地震に対する安全性が向上することは技術的に判明している話であります。例えば今回壁の開口部、窓の部分を一部閉じるということでもありますけれども、窓のあるような横の柱のところに地震が来たときにひずみがかかることはわかっています。したがって、そこを塗り込めれば耐震性が上がることも判明しております。具体的にそれでI s値がどれほどになるかはわからないとしても、多少なりとも安全性が増す努力をしているのであれば、それに対して知事部局はだめだということでもストップをかけることはなく、その予算は認めて、そういう応急補強をすることを教育委員会においてはさせていただきたいとは思っています。

その上で、どれだけ安心に向けて教育委員会で措置が講じられるのか、さらなる措置があるのか、あるいはきちんと説明するのかについては、教育委員会のほうできちんと説明させていただきたいし、我々知事部局としてもしっかりとそこは懲慚していきたいと考えております。以上です。

○中村委員長 川田委員、どうぞ。

○川田委員 違うのです。説明責任があるではないですか。教育長は、去年の12月に、きちんとしますという答弁をしていたわけでしょう。それで、先週、安全性があるのかないのかわからないというところがわかったのです。それだったらどうして皆さんに、子どもたちがここで生活をして大丈夫という説明ができますかという話です。法律上は、報告を求めることができ、措置を命じることができるわけでしょう。だから、それはなぜわ

ざわざ知事が公有財産の総合調整権を発動されたか、その意味は大きいと思うのです。行政としての権衡をとらなければいけないではないですか。ほかの学校はいいけれどもこの学校は特別ですというのも、比例原則としておかしいのではないですか。

瑕疵があると思うから、今、少し浅見法務文書課長にきつい言い方をしましたけれど、そこは早急に調査して、安全かどうかお答えください。

だから、どうするという回答において、教育長は全体を考えてとか、いろいろなことを言うのだけれど、全体を考えるのだったら前の再編のときから考えとけばよかった話ではないですか。時間は戻れないので、今、全力で何をどうするかに論点がありまして、なぜそこだけこだわるのか、設計図まであるのです。体育館も補強工事の実設計図まであるわけですよ。補強工事は無駄にしているのですかと怒って言ってました。こちらにしたら何を言っているのか意味がわからないですけれどね。補強工事をやってくれる設計図があったら安全にしてくれると思って入学されている方もいっぱいいらっしゃるでしょう。

いつまでたっても、堂々めぐりになってしまうだけですから、行政責任としては最低ラインの話をしているわけですから、そこだけは真摯にやってください。

一つだけ、意見しておきます。I s 値の計算は全部耐震診断で数値があるわけです。そこだけ入れかえたら数日間で計算できるでしょう。それは責任を持ってやっていただきたい。まず、それを公表いただきたいのです。そこは末光総務部長、お願いしておきたいのですが、いかがですか。

○中村委員長 末光総務部長、最後の答弁で。

○末光総務部長 ありがとうございます。

結局のところは、学校を使っておられる生徒の方々、保護者の方々の不安を取り除くことについては、川田委員と思いは同じだと思います。その中で、今できる最善のことは何なのかを模索していく。これは委員も、知事部局も、恐らく教育委員会もそうだと思います。その1点に向けて、教育委員会ともしっかりと連携をしていきたいと思っております。以上です。

○川田委員 わかりました。説明責任だけはきっちりと果たしていただきますように。聞くたびに言葉が変わるような、あやふやなことはないように、それだけをお願いをします。よろしいですか。

○末光総務部長 説明責任をしっかりと果たしていくということは大切なことだと思いますので、その点については教育委員会にもしっかりと話をしていきたいと思っております。

○川田委員 よろしくお願ひします。

そうしたら、次の視点に行きます。これも耐震関係ですけれども、先日行政経営・ファシリティマネジメント課長から耐震実施時期の一覧表をもらったのです。急激にできなかったら補強でもいいと言うけれども、それは全然意味が違ひまして、耐震診断時期を見たらわかる話です。例えば文化会館は平成22年9月、美術館は22年6月、かなり古くから耐震診断が実施されて、やろうとしているものもあれば、まだできてないものもある。そこは内容がいろいろあると思うのですが、なぜこれだけ放置されていたのですか。

○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長 川田委員にお示しした資料は、今回検討チームで54施設について、いつ耐震診断をしたのか示したものです。平成11年度以前に耐震診断をしているところが10棟あり、平成21年度から平成25年度に耐震診断しているのが36棟あるとご説明したわけです。川田委員から、文化会館については平成22年度に耐震診断をやっているのに今までどうして放置してきたのかということをございますけれども、それぞれ施設ごとに事情があると思います。それぞれの施設において、県民の利便性や県財政の効率的な活用の観点から、耐震改修のみを行うのか、あわせてリニューアルや建てかえを行うのか等の検討を行ってきたということであつて、単純に放置してきたわけではないと考えているところでございます。

ただ、文化会館をはじめ県有施設の安全性について関心が高まっていることも踏まえまして、今般庁内に部局横断のチームを立ち上げて、県有施設全般の耐震対策についてさらに検討を進めることにしたところでございます。今般のチーム立ち上げをてこといたしまして、県有施設の耐震性の確保に係る検討を一層加速してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○川田委員 加速は、もうぜひお願いをしておきたいところであります。

一つ申し上げたいのが、残っているところは本当に改築をやらなければいけないものがほとんどではないですか。やりやすいところから全部やっていったのが現状といつても言い過ぎではないと思うのです。だから、まず、なぜ放置されていたのかという原因究明は絶対やらないといけない。

それともう一点、なぜ放置できたのかという観点です。担当部署としては、お金さえあれば、すぐに計画しよう、来年建てようという話は当然できるでしょう。なぜここまで、特に奈良高校がなぜここまで劣悪な状況で、子どもの命までも軽視されてきたのかという問題も含めて検証する必要があると思うのです。それをいろいろな理屈をつけて、専門家

がまだ使えるとか使えないと言っている、そういう問題ではない。だから、検討チームの中ではそこは議題として上げていただいてやっていただきたい。

そして、行政経営・ファシリティマネジメント課長も今回こういう担当をされて大変だと思うのです。なられた当初は顔も引きつっていらっしやいました。これはもう本当に心情的にも大変だなと思うのですけれど、各担当部署が今まで責任を持ってやってきたわけでしょう。総務部長が今度責任者になったから、総務部長が全部やるわけではないでしょう。総合的な投資をやっていただけると思うのです。だけれど、担当部署に対して、いつまでに何をどうするというものを提出させないと、担当部署は動かないですよ。今まで何年も放置していたという事実があるわけですから。やっていたところも含まれていると思うので、失礼な言い方になっているかもしれませんが、そこはやり方だと思います。総務部長は全部解決するというので、その統治をしていただける立場になっていただかないと。下から全部丸投げしたらいい、組織論としてはこれでは絶対進まないと思います。そのあたりは重要なポイントだと思うのです。ここを徹底してやっていただきたいということを要望したいのですけれども、総務部長のお考えをお聞かせいただけますか。

○末光総務部長 2月7日の第1回目の県有施設等の耐震検討チームにおきまして、最後に総括リーダーとして各部署に申し上げたのは、まさにその点であります。これまでの取り組みの経緯についてはそれぞれの部局においてよく整理したと申しておりますので、そこはきちんとフォローしていきたいと思えます。

なお、一応事実関係だけ申し上げておきますと、耐震化につきましてはこれまで全く県としても漫然としていたわけではなく、当初60%程度だった耐震化率についても、約10年程度で90%まで上がっています。それを高いと見るか低いと見るかはあろうかと思えます。まだ残っているところもございますし、そういったところについて、これまでも踏まえてどういう形でしっかりと今後取り組んでいけるのかは、きちんとチームとしてもフォローしていきたいと思っております。以上です。

○川田委員 ぜひともそういった視点でよろしく願います。

数値の悪いものだけが残っているというのが特徴だと思います。よその自治体は、解体するものは別としまして数値のそんなに悪くないところが多く残っているのが普通です。だけれど、使おうとしているもの、数値が悪いものだけが残っているのが奈良県の特徴だと思います。簡単に言えばお金がかかるものだけ残っているという状態ですので、そこは総務部長にチェックも含めてお願いをしておきたい。

そして、もう一回戻りますけれど、全体的なお金は計算出来ていないのですよね。簡単に説明いただけますか。

○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長 2月15日の防災・県土強靱化対策特別委員会で、川田委員から、I s 値が0.6未満の施設について0.6以上にするにはどれぐらい費用がかかるのか、その設計の費用とか改修の費用、未診断の施設はどれぐらいの診断費用がかかるのかというご質問を受けたところでございます。

まず、未診断の施設の費用につきましては、建設当時の図面の撮影状況等によりまして、現地での確認作業に大きな相違があるということで、確認作業量が現時点では不明であるため金額も不明とお答えさせていただいたところでございます。

それから、I s 値を0.6以上にするための耐震設計、耐震改修費用については、現に耐震改修を実施あるいは実施予定の施設については、予定も含めて事業費はわかってございます。橿原公苑の弓道場、競輪場、高田警察署、郡山警察署の4件で約3億円強でございまして、設計が大体5,700万円程度、工事が2億4,800万円程度となっております。

一方、施設の老朽化に伴って耐震改修を行っても、早晚耐用年数が来るという施設につきましては、建てかえやリニューアル等を実施することになると思います。その場合は、そもそも耐震改修ではありませんので、経費の積算を行っていない、不明であるというのが実情でございます。以上でございます。

○川田委員 その部分が費用の大部分を占めてしまっているということですよ。早急に財政需要の計算もしていけないといけないと思いますので、早ければ早いほど、その数値がわかればわかるほど財政課長もやりやすいと思いますので、ぜひともお願いをしておきたい。財政課長にもよろしく願いしておきます。

次、平成31年度予算につきまして県警にお聞きしたいのですが、前警察本部長もおっしゃってました。奈良県の警察予算は全国的に見てもかなり厳しい状況と指摘されていますということで、懸念を示されておられました。私も県議会議員になって4年、著しく悪いことはずっと言い続けてきました。前年も制服の問題やいろいろな問題、いろいろ細かいことも言ったと思うのです。警察が要るものはたくさん聞いていますからわかっているのですけれども、それにつきまして来年度の予算書を見る限りはふえているわけですが、その点についてどのように改善をなされたのか、警察本部長にお聞きできますでしょうか。

○遠藤警察本部長 これまでの総務警察委員会におきましても、川田委員から警察予算が非常に厳しい状況だということについて何度か触れられている状況で、大変私といたしましても重く受けとめていた次第でございます。

したがって、平成31年度の予算要求に当たりましては、これまで以上に治安情勢について分析をしまして、また、県民や現場の警察官の声も聞いて、県民の安全・安心の確保、それから県民を守る警察官の職場環境というさまざまな観点から特に必要なものを優先的に選定をいたしまして、エビデンスベースでしっかりと財政当局に説明をしたつもりであります。

その結果、おおむね財政当局のご理解もいただいていると思っております。今議会提出の平成31年度予算案につきましては、警察費294億463万6,000円、人件費を除いた物件費は対前年費3億4,197万5,000円の増加となっております。

県民の安全・安心に向けては、必要な予算がまだまだございますので、今後も引き続き説明責任を果たして、予算を確保していきたいと考えております。

○川田委員 細かい精査もたくさんあったと思うのですが、ありがとうございます。教育費や警察費が、この奈良県に関しては著しく悪いというのを財政課長の耳に届けたかったのです。今回警察予算を上げていただいてありがとうございます。また引き続き、まだまだこれでは足りないと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

もう一点だけ、警察本部に聞きたいのですが、これは前から現場の方からもいろいろお聞きしてきました。制服等の支給が少なく、ぼろぼろになっても家に帰ってその日に洗濯をして、朝乾かして着ていくといった非常に悲しい話も聞いていたのですが、それもご指摘させていただきました。その点の改正はどうなったのか、ご説明いただきたいと思っております。

○星場警務部長 県警察では、川田委員からご指摘を受けた後に、警察官が端正な服装を保てるように部内報を発出するなどいたしまして、職員に対して制服が傷んでいる場合は交換をするように周知したところでございます。また、警察署の幹部に対しましても、部下職員の制服に傷みがないか確認をいたしまして、傷んでいる者については新しいものに交換をするように指示しているところでございます。

さらに、制服を着用する警察官に支給できますように、必要な予算措置を講じているところでございます。平成28年度の時点では、約4,800点の被服を支給をしたところでございますけれども、年々支給点数をふやした結果、30年度におきましては、約5,

000点の被服などを職員に支給できたところでございます。

このように県警察では必要な予算措置を講じまして、制服で勤務する警察官が端正な服装を保てるようにしておりますけれども、今後も使用頻度等を勘案をいたしまして、必要な者に重点的な支給ができるように、第一線で勤務する警察官が全力で職務執行できるように目を配ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○川田委員 ありがとうございます。大変改善いただきまして、ありがとうございます。

警察は現場で厳しいお仕事をさせていただいております。机上で理屈ばかりを考えている方ではないので、皆さんのやる気をもっと出るように、警察本部長にも心からお願いをしておきたいと思っております。

次、教育振興課に聞きたいのですが、高校無償化の国の制度の現状を、概要で結構ですのでお教えいただけますか。

○谷垣地域振興部次長（教育担当、教育振興課長事務取扱）併教育次長（産研学連携担当） 国の就学支援制度につきましては、平成29年度に国が有識者会議を設置しまして制度の見直しを行い、平成29年12月8日に閣議決定されました新しい経済政策パッケージにおいて、2020年度を目途として私立高等学校授業料の実質無償化への実現の方向性が示されました。国の平成31年度予算案における就学支援金制度の所得階層別の補助単価につきましては、平成30年度と同額のスキームで提示をされております。

また、1月28日に行われた今国会の内閣総理大臣の施政方針演説の中におきましても、2020年4月から、公立高校だけでなく私立高等学校も実質無償化を実現しますと言及されていることから、2020年度には国制度による実質無償化が実現するものと期待しているところでございます。

なお、この国の説明におきます実質無償化とは、全国の私立高等学校授業料の平均額である39万円から40万円を、非課税世帯から年収590万円までの世帯への補助単価とすることが想定されているというものです。以上でございます。

○川田委員 わかりやすくありがとうございます。

奈良県でも高校無償化の議論は、この4年間ずっとやらせていただいていたのですが、補助額も一定上げていただいて、3年間計画は示していただいたと。ただ、満額まではまだ到達していないのですが、2020年度までの間にできれば、基金も1,300億円に減ったと言っていましたけれど、13億円でできますので、ぜひとも財政課長にそれはお願いしておきたい。住民の可処分所得がふえる効果はマクロ経済学からいってもプラスでは

ことであるとか、わからないことをいろいろ質問、確認をさせていただいて、一緒にどう整えていくかというところがございます。

○川田委員 それは、県教育委員会の方であっても、教育長まで別に来なくていいわけでしょう。教育長は外してください。関係ないと思うのです。

○山下地域振興部長 協議会は県立大学が主体的に組みますので、県立大学ともきょうの話を共有しながら、今後のことを検討させていただきたいと思います。

○川田委員 よろしくお願ひします。

1点お願いしておきたいのが、今関西圏でもふるさと納税の問題で、いいところもあれば悪いところもある。奈良県は、現状、差し引きで平成30年度はどれぐらいの見通しが出ているのか、税務課長教えていただけないですか。

○野村税務課長 ふるさと納税に関する影響額でございます。平成29年度の額が確定しております。寄附として受け入れたのが約1億2,000万円です。個人県民税の寄附金控除額が約1億4,000万円、この個人県民税の寄附金控除の部分がこの平成30年度に影響してきております。単純に差し引きいたしますと、今年度、税収に影響したものを含めまして、約1億2,000万円のマイナスでございます。以上です。

○川田委員 非常に大きくなってきましたね。年々ふえていて、前も約6億円で驚いていた記憶があるのですが、関西広域連合でも思い切り言わせてもらったのですが、今いろいろな景品をつけたり、アマゾンがどうのこうのと、総務大臣から注意が出たり、いろいろなことはあります。ふるさとに納税を行われる趣旨はいいとしても、問題はやり方で、行政というのは、自分さえよければほかはどうなってもいいというのはないと思っています。そのことも申し上げた上で、奈良県の実情もご説明させていただきました。細かい数字まではわからなかったのですが、約10億円ぐらいが毎年消えていると。徴税でたった1,000円のお金でも夜にお伺いして取りに行かなければいけない。もうみんな本当に汗を流して努力されて集めてきたお金が、ふるさと納税という制度のおかげで全部消えて、マイナスになってしまっているのです。

関西広域連合はそこまでの事務権限はないですが、関西の知事に質問ができましたので。関西の首長さんだけの関西広域連合委員会というのが、議会とは別にあるのです。ぜひともそこで議題を上げてください、切実な問題なのですと。お金がない中で苦勞している県もあるということを言って、それは言いますという回答はいただいたのですが、それだけではいつやってくれるかわかりません。どこが担当になるのかわからないのですけれども、

ぜひともそれは奈良県側から申し立てていただきたい事項であるということですが、いかがでしょうか。

○舟木政策推進課長 関西広域連合委員会は、毎月開催されております。構成府県市の首長が担当委員として、あるいは副知事が副委員として出席をしております。その直前に必ず構成府県市の担当課長レベルで企画担当課長会議というのが開催されて、事前に広域連合委員会で協議をする議題の確認をしております。その委員会において議論していただくために、企画担当課長会議で全構成府県市の合意によりまして、次の委員会でどのような話をしようか、協議をしようかというのを事前にしております。

川田委員お述べのふるさと納税のあり方につきましては、国においても今、議論をされておられまして、納税の返礼品に関するルールの見直しが行われることとなっております。今後、見直しによる効果を注視しつつ、その議題に上げていただくかどうかにつきましては相談して、担当課長会議において必要に応じて議題とすることも検討していきたいと考えております。以上でございます。

○川田委員 奈良県としては切実な内容です。こちらも遠慮なく言ってください。これは租税論としての根幹の話ですから、どこに住んでいても画一的に同じ概念を持たなければいけない問題だと思いますので、そういう遠慮がちな答弁ではなくて、ぜひともそれは強く申し上げていただきますようお願いをしておきます。

次に、総合計画のあり方ということで、奈良県では総合計画がつくられていないというのは、前々からご答弁いただいている事項ですけれど、総合計画というのは全体的な計画の根幹ではないですか。その枝葉にいろいろな計画はぶら下がっている状況です。今回の耐震問題も含めまして、数値の悪いものから直していくというガイドラインまで策定していて、実は真逆のことをやっていたということもあります。総合計画は、4年に1度、大体どこでも策定はするわけですが、よく考えたら計画達成に対する統治組織理論がないのですよ。総合計画にしているのか、それに似た形にしているのかは、議論の余地はあると思うのです。行政は計画、継続性ですから、そのあたりについてお考えをいただきたいのですが、いかがですか。

○舟木政策推進課長 現在奈良県には総合計画はございません。一つの理由につきましては、各分野でのさまざまな計画が充実してきているからでございます。個別の政策分野におけるさまざまな計画がございますけれども、それは個々の課題に応じてそれぞれふさわしい計画期間を設定して、さらにKPIや目標、取り組み等を示しながら、施策を展開し

ているということでございます。

その計画のチェックでございますけれども、基本的には各部局で適切に進捗管理を行っていただくことであろうと考えております。ここ最近でも、例えば女性関連の計画、あるいは子育ての計画が、所管の委員会で進捗状況をご報告したり、改定等をお諮りしながら、計画期間の途中であってもK P Iの達成状況を発表している計画もございます。

いずれにしましても、計画のチェックは当該計画策定部局が、有識者会議ですとか、あるいは審議会等を活用することなどによりまして適正にチェックされていることと考えております。以上でございます。

○川田委員 今の答弁だったら、そういった総合計画的なことはやらないということですね。

○舟木政策推進課長 総合計画にかわるものとして、毎年20ぐらいの重要な政策課題を3年間の取り組み目標と、それからスケジュール、主な取り組み目標を掲載して、主な政策集というものを毎年度発行することとさせていただいております。単年度ごとに重要な課題を主な政策集に盛り込む形で、県民の皆様、議会にもお示しをさせていただいているということでございます。以上でございます。

○川田委員 いや、お言葉ですけど、政策集とはこれですよ。

○舟木政策推進課長 はい、そうです。

○川田委員 これも、何なのですか。分析などがされていないではないですか。いつも思っているけれど、数字を書いているだけではないですか。知事はエビデンスベースとおっしゃっているわけでしょう。統計分析を重要視すると。数字を載せたら統計になるのかもしれないけれど、分析していないではないですか。なぜしないのですか。

今のそういう言い方をするのだったら聞きますけれど、これは全部記述統計でしょう。誰が記述統計で先を見るのですか。先は推測統計で見るのではないのですか。なぜ推測統計をやらないのですか。それをやらなかったらわからないのではないのですか。国立社会保障・人口問題研究所で全部推測統計で出しているではないですか。なぜやらないのですか。だから、総合計画的な総合目標を立てなければいけないわけでしょう。どの部門がおくれているのか、どの部門が頑張ってくれているのか、各部局でやっても、組織統治論からしたらおかしいと思うのです。総務省も今政策評価をやっています。部局までありますよね。そこをどうまとめて、全体的な総合評価を最後にどう持っていくかというところでもあります。単体で頑張ってくれているからという問題と、県行政全体の問題と

は別だと思うのでね。やると言うのだったら、もう少し推測統計を入れた上でつくってくださいよ。何もばかにしているとかそういう意味と違いますよ。これだけで書いていてもわからないですよ。せめて同じ人数ぐらいの規模の団体と比較しないとわからないではないですか。比較事項を上げてください。そうでないと、奈良県のどこが悪いかもわからないです。それについてはいかがですか。

○舟木政策推進課長 政策評価につきましては、主な政策集で、施策ごとの目標や戦略目標、それから取り組みスケジュールを明確にお示しする。今まさに川田委員がお持ちの主な政策集においてそういうところを明らかにしております。それがどのような結果であったかを平成29年の政策評価、主な政策集でありましたら、平成29年の取り組みの結果を平成30年の春先からまとめまして、秋に評価書として公表しております。

その過程におきましては、先ほどまさに川田委員がおっしゃいました、奈良県にとっては強みで追い風を生かす課題、あるいは弱みを踏まえ、向かい風に備える課題などの課題を抽出しまして、他府県との比較等、データ分析等によりながら比較分析をしまして、次年度の企画立案、予算編成に的確に反映させることとしており、また新年度に新しい主な政策集でお示するというサイクルをとっております。このマネジメントサイクルを推進することが、効率的で質の高い行政の実現につながると考えております。以上でございます。

○川田委員 話がかみ合わないからいいです。そういったことを言っているのではなくて、今度からきちんと分析してください。エビデンスを持った統計分析をお願いしておきます。

最後になりますけれど、(仮称)奈良県国際芸術家村の経済効果につきましてお聞きしたいと思います。

100億円ぐらいを投じて、天理市に頑張っって今つくっていらっしゃるのですが、私たち香芝市の人間からしてもそうですし、奈良市もそうですし、生駒市もそうです、どこでも一緒だと思います。これをつくったからといって、他のところに対しての経済効果は多分ゼロに近いと思うのです。その周辺は確かに幾つかのものがあるかもしれませんが、それをもって経済効果がある、これは必要だと言いながら、今まで警察予算を削られたり、教育予算を削られたり、いろいろやってきている中で、本当にどれだけの効果があるのかを教えてください。10年、20年たって、なかったと言われても、損した後ではないですか。だから、そこのところを明確に言っていただけないですか。

一体どれぐらいの経済効果をもって100億円を投資するのかお答えいただきたいと思

います。

○建石文化資源活用課長兼国際芸術家村整備推進室長 なら歴史芸術文化村の経済効果についてのお問い合わせでございます。

なら歴史芸術文化村への来訪者の観光消費等による県内への経済波及効果といたしましては、オープン後、年間約18.6億円の効果があると推計してございます。

一方、この施設をはじめとしまして、文化芸術等による効果を数字であらわすのはなかなか難しい部分があることは川田委員にも重々ご案内のところと存じます。

しかし、この施設では、来訪者に歴史文化資源や文化芸術について学び、しっかりと体験してもらい、多くの来館者に来ていただき、高いレベルで満足いただけるようにしたいと考えてございます。以上です。

○川田委員 わかりました。その辺の答弁が精いっぱいだと思いますので、あえて細かくは突っ込みませんが、年間で18.6億円でしょう。県内で考えた場合、ここがふえたらよそは減っているのですよ。だからプラスマイナス・ゼロという出し方もあるのではないですか。

私は反対しましたけれど、多分この議案は通ると思います。先ほど政策推進課長が言ったKPIを立ててもらって、どの時点になったらやめるのか、どうなったらやめるのか、そこをこれからの行政は決めていくべきです。いつまでも1回やってしまったから、だからやらせてしまうということはありません。どこまで来たらやめるかをまず設定いただいてやらないと、何年もやっていたら全部県民の負担であり、本来子どもたちにお金を使えるものまで厳しい顔をしなければいけないということもあるかもしれませんので、そこはもうぜひ、地域振興部長、よろしく願いをしておきます。これは答弁要りません。

最後に1点、歳入から聞きます。本当だったら予算書の中からもっと聞きたいのですが、分担金のところですけど、分担金、負担金というのは県としては貴重な入の財源です。この中に農林水産業と、事業の内容については担当しか言えないと思いますので、ここではいいのですが、ときのもりというのがあります。東京でレストランをやっている、委託契約にもかかわらず、売上金を全部向こうに渡して、その7%だけが県に分担金として入っているのです。契約書を見たら、分担金と書いてあるのです。聞いたら、地方自治法の分担金ではないと言っておられて、何の科目で取っているのか調べていったら、雑入か何かで入っていたのです。これははっきり言って違法です。委託契約で売上金を渡すことは

できないのではないですか。歳入サイドからいっても、これは本当だったら使用料か何かで売上金をもらわないといけないのではないですか。使用されているのだから使用料でしょう。

前々から聞こうと思っていたのですけれど、前も1回、予算審査特別委員会でやらせてもらったけれど、中途半端に終わっていたので、それを明確にしてください。これも5年契約か何かでやっているということで、平成31年度で5年目になるのですかね。こんなのをまた続けられて、違法的なもので支出されていたら、県民はたまったものではないのですか。1.5億円の改修工事もやって、その費用負担すらもらっていないですよ。それだけ回答いただけますか。違法でないのだったら、なぜ違法ではないのか。

○川上財政課長 内訳が今、手元にないもので、確認してまた農林部と一緒にしたいと思いますけれど、ご報告に行きたいと思います。

○川田委員 わかりました。農林部と来てください。

言っておきたいのが、委託契約しての管理だったら、収入を向こうが取るのはわかるけども、委託契約だったら、これは主体は県ですよ。やらせているのだから、その売上全部をもらわないといけないではないですか。売上の7%だけ分担金で取ると、これは絶対違法ですよ。だから、違法でなかったらなぜ違法でないのか法理をまとめて持ってきていただけるようお願いをして、これで質疑を終わります。

○中村委員長 それでは、引き続き、猪奥委員どうぞ。

○猪奥委員 幾つか質問したいと思います。

まず、エネルギービジョンに関して質問させてください。せんだっての一般質問で、温暖化の視点を盛り込んだらどうかと。3年ではなくてももう少し長期的な計画が必要ではないかと問い合わせをさせていただきました。先ほど川田委員の質疑の中でも、奈良県は総合計画がないから一つ一つ個別でやっているということでしたけれども、個別で3年間のエネルギービジョンをやるのと、奈良県がエネルギーに対してどういった考え方を持って、体系を持って取り組んでいくのかを、各論だけをやっていたのでは、エネルギーは奈良県を動かす血液みたいなものですから、血液だけを見ていたのでは、血液を動かした結果、奈良県が元気になるのかというのはなかなか問うていけないと思うのです。

この間、奈良県エネルギービジョン推進協議会にも出席させていただきましたけれども、この6年間、3期の計画を2期で取り組んでいただいたと。それから、その先を考えようという段階に来ていると思います。今、見せていただくと、3期の計画もまだまだできる

ことを積んでいっている計画だなどと思いますけれども、3年が終わったら、もうそろそろ全体像をご議論いただきたいと思うのです。全体論を議論していく上では協議会に上げていくことも必要ですし、長い計画をどうつくっていくのか、どう考えておられるのか、今の時点での考えをお示してください。

○山下地域振興部長 今回、第3期のエネルギービジョンということでお示しをし、これで策定をしたいということで申し上げます。まさしく猪奥委員がおっしゃっていただいているように、ビジョンというものをどう捉えるかということを協議会で申し上げていたのです。近視眼的な短期の目標を達成することを目指すのか、それとも総論的にやるのかはこれからしっかり議論をして、実は短期の目標を捨象して考えると、例えば5年であったり、10年であったりという本来的なビジョンを描けるのかなと個人的にも思っていたところで、これはきょういただいた検討素材としていろいろ考えていきたいなと思っております。

○猪奥委員 ありがとうございます。

今つくっていただいている県のエネルギービジョンはアクションプランだと思うのです。そのアクションプランの前にはきちんと計画があつてしかるべきですので、長期の、普通であれば総合計画があつて、総合計画の中にある程度エネルギーの位置づけがあつて、温暖化との体系がこう連携していて、それをやっていくには森林もどうあつてと、計画は全て関連し合っているものであるはずなので、そういった視点で考えていただきたいと思えます。

単純に長さだけではないかもしれないけれども、すぐれているなと思う大分県や長野県のエネルギー計画と呼ばれているものを見てみると、長野県では159ページでした。奈良県は少し少ないと思いますので、そろそろ議論を進めていただくことで期待をしておきます。

エネルギー計画は以上です。

それと、先ほどお話の中でも人事の話があつたのですけれども、これは少し苦言を申したいと思えます。私どもの事務所で常にインターンシップの学生を受け入れていて、インターンシップの学生のうち半分は公務員志望なのです。その子たちが今、各地の説明会に出向いている時期です。この時期になると、いつも学生の子にどうだと聞くのです。そうしたら、この間聞いた子は、奈良県が第1志望だったけれども、奈良県の説明を聞いて、奈良県に行きたくなくなりましたと言っていました。

ここでお尋ねですけれども、人事課では派遣されている人事課の職員が各学校、TACやLECという専門学校でどういったご説明をされているのか聞いていらっしゃいますか。また、ほかの県がどういう説明をしているのか、職員がヒアリングして、ブラッシュアップを担当課でご検討されるような場は設けていらっしゃいますでしょうか。

○乾人事課長 先ほど川田委員のときにお述べさせてもらったと思うのですがけれども、採用自体は人事委員会でしていただいております、人事委員会のほうで学校訪問をされているのは承知してございますけれども、そこでどういうお話を具体的にされたというところまで人事課では把握はしてございません。以上でございます。

○猪奥委員 ありがとうございます。

どれだけ優秀な学生を取り合うのかは、県にとっては物すごく大事なところだと思います。滋賀県はよかった、大阪府はよかった、京都府はよかった、奈良県はいまいちと思われていたのでは、その最初の段階で話にならないので、人事のご担当だけではなくて、いろいろな課とも戦略を練ってやっていかないと、少子化で子どもが足りないのですよ。人手が足りないんですよ。非常に重要な観点だと思っています。

何かご感想があれば、ぜひ聞かせてください。

○末光総務部長 どれほどご参考になるかわかりませんが、例えば財務省ですと、リクルートの説明会には財務省の職員そのものが参ります。中でも、学生に対して訴求しそうな人間が行くことが多うございまして、その意味でも非常に採用活動は重要なことだと一般論で認識しております。奈良県人事委員会でやっていることではありますけれども、おっしゃるとおり、奈良県庁の職員に、どういう人たちに来てもらえるかというのはとても重要な話だと認識しておりますので、人事課とも話はしていきたいと思っております。以上です。

○猪奥委員 それは心からお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

最後に、警察に1点お伺いをしたいと思います。去年のクリスマスに出ていた新聞記事で、大阪府警で拘留施設でのプラトップ着用を認める、大阪府警、要望を受けという記事が載っていました。自傷のおそれなどがあるとして、逮捕された女性の方が警察の中で拘留されたときにブラジャーを外せと言われると聞いておりますが、今、奈良県ではどういようご対応をされているか教えてください。

○星場警務部長 被留置者のブラジャー使用についてのご質問でございました。現在、刑事収容施設及び収容者等の処遇に関する法律では、被留置者は、留置施設内において、危

険を生じるおそれのあるものは使用できないと規定されているところでございます。まずブラジャーにつきましては、首をつるなどの自殺自傷の用に供されるおそれがあるということで、留置施設内での使用は認めておらず、危険物品として留置場外の収蔵可能な保管施設に個人別に保管をしている状況でございます。

ただし、例外といたしまして、引き当たり捜査でありますとか公判出廷、取り調べ時などに際しまして、女性被留置者から保管中のブラジャーでありますとかストッキングの着用要請があった場合は、原則としてこれを着用をさせることとしておりまして、留置施設に帰着後に速やかに着がえさせて保管をすることとしております。女性被留置者の自殺自傷事案を未然に防止する措置を講じつつ、女性の尊厳や羞恥心に配慮した運用を行っているところでございます。

また、猪奥委員からお話のありましたブラトップ型、いわゆるTシャツとブラジャーを合体させて、シャツにカップが縫いつけられたものと理解しておりますけれども、こちらにつきましても、伸縮性がなくて危険性が認められないと判断した場合に限り着用を認めている状況でございます。以上でございます。

○猪奥委員 ありがとうございます。

ブラジャーを外さないといけないというのは、警察庁から来ている全体的なルールであるという、どこの警察でも同じような取り扱いをされているということでした。ただし、外へ行くときはつけてもいいよと、ブラトップ型だったら、安全性が確認できればつけてもいいよということだと思っております。まずは、ブラジャーを外して自殺はできると思えますけれども、そのようなことを言ったら、トランクスだってできるし、ブリーフだってできるし、ショーツだってできるしというところで、いつつくっていただいたルールなのかはわからないですけれども、それ自体は何だかなと思います。そんな経験者からのお声があれば、十分声も上げていただきたいなというふうに思います。

ブラトップの着用ですけれども、私がお聞きした方によると、拘置されてブラジャーを取ってくださいと言われましたと。今のお答えですと、認められた場合は可ということですので、つまり、自分でブラトップ型をつけても構いませんかという働きかけがなかったら多分だめなのだろうなと思うのです。どんな状態であれ、逮捕されて拘置所に連れてこられて、警察官の方からブラジャーを取りなさいと言われた方は、ではブラトップだったらいいですかと自分から言える状態ではなかなかないと思うのです。

私がお話を聞かせていただいた方にご対応いただいた警察官の方だけかもしれませんけ

れども、ブラジャーを取ってくださいにプラスアルファで、こんなものだったら構いませんと言っていたとか。私たちが健康診断を受けるときに、健康づくりセンターで受けますけれども、女子更衣室の中にはエックス線に写るからブラジャーは外してくださいと書いてあります。その隣にブラトップだったら構いません、写りませんからと書いてあるのです。ブラジャーを外してくださいというのも、その方を思っただけの措置であるはずなのに、単に羞恥心だけを残してしまう措置になってしまわないようにお声がけをいただきたいのです。

この朝日新聞に書いてある記事では、防御権の行使に支障を来す可能性がある、羞恥心が侵害をされると書いてあります。ブラジャーを外して、たまたま着ていたTシャツが薄目のTシャツだったりして、それで弁護士に接見をするとなったら、気持ちが動転しているのがプラスアルファで働いてしまうと思いますし、体の保護という観点からも、どういってお声がけの仕方をされているのかいま一度ご検証をいただきたいと思っています。

ご見識があればお聞かせください。

○星場警務部長 猪奥委員お述べのとおり、現時点におきましては、女性の被留置者に対しましての事前の説明でありますとか、掲示といったものはまだ行っていない状況でございます。ご質問にありました事前の説明などについては、今後検討を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○猪奥委員 ありがとうございます。以上です。

○山村委員 時間が押し迫っておりますけれども。

○中村委員長 お待たせしました。

○山村委員 簡単に意見と質問をしたいと思います。

1点は、先ほど川田委員からご質問がありました耐震化の工事のことでございますが、川田委員がおっしゃったように、なぜこれほどまでに耐震の工事がおくれたのかを聞きたかったのですけれども、今お聞きいただきました。それで意見を述べますけれども、残っているのは、学校や文化会館、競輪場もそうですけれども、おっしゃったように、大変Is値の低い、またたくさんの方が利用されている場所です。そういうことを見て一番に、やはり人命にかかわるこの問題について非常に軽視があったのではないのかなと思います。命を守ることに對しての意識が低いのではないかと懸念しております。それともう一つは、お金がないわけではないわけで、使い方の優先順位が違うのではないかと強く思っておりますので、その点、述べておきたいと思います。この問題につきましては、予算審査特別

委員会で同僚議員が質問すると思います。

次にお伺いしたいのは、万葉文化館につきましてであります。このことにつきましては、せんだって山本委員がお聞きいただいております。答弁もあったのですけれども、私のところにも万葉文化館の友の会の会員の方から、これまで万葉集を学び普及するという点でもそれ相応の役割を果たしてきたということで、会が解散することになって大変残念だと訴えられてこられました。県との関係でもいろいろ困難があったようですけれども、会員の方は、今後どのように活動が引き継がれていくのか問い合わせがありましたので、今後の取り組みについてまずお伺いしておきたいと思います。

○建石文化資源活用課長兼国際芸術家村整備推進室長 万葉文化館の友の会についてのご質問でございます。万葉文化館友の会は、万葉文化館の設置目的を達成するための活動を支援いただいて、万葉文化館の充実及び発展に寄与するとともに、会員相互の教養と親善を深めることを目的として、これは開館と同時に発足されております。今、山村委員もおっしゃられたとおり、これまでさまざまな形でこの館の活動を支援していただいております。

万葉文化館では、これまで友の会と、この会が存続可能な方法について話し合いを重ねてまいりましたが、友の会の理事会におきまして、平成30年度をもって解散することが決定され、今月17日に解散総会を開催されると伺っております。県といたしましては、友の会の解散は大変残念でございますが、友の会の決定を尊重させていただく所存です。友の会役員並びに会員の皆様方には、これまで館の活動に多大なご協力、応援いただきましたこと、改めて感謝申し上げたいと思っております。

これまで友の会では、独自の事業といたしまして、会報誌の発行、講座やカレンダーの作成等々を行っていただいております。友の会解散後は、館が主体となりまして、可能な範囲でそれらの事業を引き継ぐことを考えます。具体的には万葉カレンダーの制作ですとか講座の開催、あるいは「天飛ぶ」という会報にかわるような情報発信を考えています。

今、友の会には約600名いらっしゃると伺っております。その皆様のご連絡先等、個人情報をもそのまま引き継ぐことはできませんので、友の会の幹部の方々とも協議いたしまして、3月17日の解散総会の閉会后に、今後どのように取り組んでいくのか、館のほうから会員の方々にご説明する予定をしております。

友の会をはじめ、万葉文化館を応援してくださっている皆様とのこれまでのつながりを途切れさせることのないよう、今後も取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○山村委員 どうもありがとうございました。今後も万葉文化館を応援して下さった皆さんとともに、いろいろな取り組みをされていくことがわかりました。

全国には、万葉集を研究したり、勉強したり、学んだりする施設がいろいろあると思います。富山県高岡市など、特に全国の拠点的な役割を果たしているところがございますが、私は奈良県がそういう役割を果たすべきではないのかと思っています。

この万葉文化館を建てることにつきまして、当初、私たちは大変強く反対をいたしました。特に全国から大きな反対運動が起こりました。飛鳥池遺跡の発掘調査で富本銭が見つかって、当時の重要な工房跡地ということで、本来保存をして調査研究をさらに深めることが必要な場所であったからであります。私たちは、そこにあえて建てずに、場所を移すとか、いろいろなやり方があると。その場所を残して遺跡公園として活用をするということになれば、今と違った、もっとたくさんの方に訪れていただける立派な施設、史跡になったのではないかと考えております。今でも大変悔やまれておりますけれども、悔しい思いをしたから本当は万葉文化館へ行くのは嫌なのだけれど、行かないわけではなくて、ちゃんと見せてもいただいておりますし、ただ残念だなとすごく思うのです。下に展示されているものなどを見て、なぜ本物ではないのか、なぜにせものの人形があつてこんなことをしているのかなど、このようなものであれば人は来ないと思う状況になっていることが非常に悲しい。130億円という莫大なお金をかけて、今となれば運営費がたくさんかかって、人も来ないし、どうしようかということを検討しなくてはいけないということで、本当に悲しいという思いでいっぱいあります。

私は建てているものを壊してしまえとは言いませんし、今あるものをどう使っていかかも考えていかないといけないと思いますので、今後の運営について、どう検討されようとしているのか伺いたいと思います。

○山下地域振興部長 先ほどありましたように、山本議員の一般質問にもお答えしましたが、担当部局としては余り喜ばしいことではなかったのですが、最近の新聞報道で、万葉文化館が余り美しくないものであるということがあったので、そこから受けて、知事部局のほうでも今後のあり方を検討していきたいということで、知事定例記者会見でも述べさせていただいたところです。

今後は、今あるコンセプトを当初の設立目的がありますので大きく変えることはないですが、そこに何をどう付加していったらいいか、より厚みをどう持たせていったらいいかということをしっかり検討していきたいと考えておりますし、まさしく富山県高岡市です

けれども、おっしゃっていただいたように、全国にいっぱい万葉関係の館もあります。例えば長崎県の五島列島もあれば、因幡のほうにもありますし、そういったところとどう連携するのも一つの視点であろうし、これからいろいろなことを新年度にしっかりと検討を進めて、皆様にこういう形で検討しているということをご披露できるようにしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○山村委員 私は、本物の遺跡の値打ちというものを生かすことができるようなことも考えていただきたいなど。飛鳥池遺跡の調査発掘でわかったいろいろな資料もありますし、周辺の遺跡との関連ですとか、そういう歴史的な事実もすごく大事なものだと思っておりますので、そういうものを生かせるようなことも考えていただきたいと思っております。また、できましたら、そういう検討の議論の中に県民の意見を広く聴くということももちろん含めていただきたいと思っております。

次に、国際芸術家村ですけれども、先ほども川田委員から質問がありました。経済効果のことをおっしゃってましたけれども、経済効果もさることながら、一体幾ら費用がかかるのか、運営費にどのくらいお金がかかるのか。管理費については前回2億円規模と聞きましたけれども、まだ詳細がわからないのか、どのように検討されているのか、そのところを聞いておきたいと思っております。

○建石文化資源活用課長兼国際芸術家村整備推進室長 なら歴史芸術文化村の管理経費等、今までも概算はお伝えしてございますが、来年度の指定管理事業者の公募に向けて、管理経費を現在精査しているところでございます。きっちりと試算いたしまして、精査した上で議会にご報告したいと考えております。以上です。

○山村委員 建物はどんどん建っていますし、今回もその建物の中身のことで補正予算も出ておりました。ですが、建物が先に建てられて中身が後になっていくのはおかしいと思っております。一体幾ら費用がかかるのかもわからない。大体何でも予算があって計画を進めていくという仕組みになっているのではないかと思うのに、100億円かけて建物を建てて、その後で中身がどうなって、そのためにどんなお金がかかってということを考えているというのは、全く逆さまのやり方ではないかということで、どうしても理解ができないやり方ではないかと思っております。箱物を建てて、後で運営費用が幾らかかってきて、ずんずんそれがお荷物になってくるという例はほかにもあるわけですから、その二の舞にならないことを私はやらなくてはならないと思っております。これは意見として申し上げておきたいと思っております。

1点だけ聞いておきたいのですけれども、このお示しいただきました資料の中で、地元の方々も参画する企画についての協議会が開かれているということで資料をいただきましたが、ここに入っておられる方々は、どちらかといいますと経済界の方が中心ですよ。何か芸術の中身についてどうしていくかという話をいろいろな関係者から聞く場合は、どうやっていらっしゃるのか。例えば元興寺などでも修復の技術の展示などもやっておられますけれども、そういう関係者との会議などはどうなっているのか、伺っておきたいと思います。

○建石文化資源活用課長兼国際芸術家村整備推進室長 今、山村委員がおっしゃられたお話は、先ほど山下地域振興部長がご説明した、資料3の企画協議会のお話でございますが、この企画協議会だけでこの施設の方向性を議論しているわけではございません。その上に、構想等検討委員会がございまして、平成27年度からこの企画協議会をつくらせていただいております。構想等検討委員会を上にしておりますが、2つの会議を連携しながら議論を進め、方向づけさせていただいているところです。以上です。

○山村委員 こちらは委員長が東京国立博物館の名誉館長で、佐藤禎一さんとか、とにかく超有名な方で、しかも会議を東京でやっておられて、奈良県のことなのに東京で決めているのかと思ってしまうのですけれども、企画協議会のほうは地元の方が入ってということで、そのことはわかりますけれども、内容を検討していく場合に中身がすごく大事だと思うのに、具体的な話をするのが、超一流の人が奈良県のことをわかってやっているのか。わかっていないとは言いませんけれども、もう少し現場に近い人たちの話し合いなり検討なりがいいのではないのではないかなと思いました。そのところはどうなっているのか疑問があります。それについては、また引き続き聞いていきたいと思います。

○中村委員長 地域振興部長から言わせましょうか。

○山村委員 いや、いいです。多分あまりお答えがないように思う。

最後にもう1点だけお伺いしておきたいと思いますのは、実は先日、奈良市議会の有志の皆さんと知事の懇談会があったそうです。そこで知事のご発言があったと新聞でも報道されておりましたけれども、この中で、市庁舎の建替えに知事が言及をされたということでもあります。もちろん知事ですから、いろいろなお考えをお持ちですから、いろいろなところでそういうことを述べられることはあると思うのですけれども、市庁舎の耐震化あるいは建替えをこの後どうしていくのかということを考えるのは、市民と市議会、市長の仕事だと思っております。

実際、市議会では、古いほうの庁舎については耐震工事を行えば30年間有効に使えるということで、新しいほうの庁舎はまだ安全だということで、建替えではなく今のものを使おうと議論をされてきた。こういう議論が進んでいるときに、知事から建替えたらどうかと横から意見を言われたということで、市議会では、この発言を受けて、耐震化予算について揺り動く状況になって、混乱も起こっていると聞いています。

そのことはともかくとして、その中で知事から配られた資料があるのですけれども、一番最後のところに市庁舎の耐震性改善の長期的見通しについてという詳細な検討資料が出されております。これは一体誰がどこでつくられたものなのか、知事が自分でお勉強なされて、自分で書かれたのか。私としたら、市の行政にこういう形で口を挟んでいくやり方はいかがなものかと思えます。職員の方がこれをつくられたのか、そんなことはわからないのか、その点をお聞きしたいと思えます。

○舟木政策推進課長 3月1日の夜に、山村委員のもとに本日の質問についての確認に参った際に、これはどこがつくったのか政策推進課の職員が直接聞きましたので、本日は私からご答弁をさせていただきたいと思えます。

本件が新聞報道や知事定例記者会見で問題になっていることは承知しておりますけれども、これは知事が奈良市議会の皆さんとの政務的な勉強会の場でお話になったと聞いておりますので、県庁に担当部局はないと承知しております。以上でございます。

○山村委員 わかりました。県庁の職員の方は関与していないということで、ご答弁があったとお聞きいたしました。このことにつきましては、直接知事にお聞きしなければならぬと思えますので、予算審査特別委員会で直接聞かせていただきます。

以上で終わっておきます。

○中村委員長 ほかにご意見もないようでございますので、これをもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告でございますが、本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。

日本共産党は反対討論をされますか。

○山村委員 します。

○中村委員長 では、委員長報告に反対意見を記載いたしませんので、よろしくお願ひします。

次に、川田委員は反対討論をされますか。

○川田委員 予算も含めて反対討論をします。

○中村委員長 それでは、川田委員につきましては、反対意見を委員長報告に記載をいたしませんので、よろしくお願いいたします。

次に、委員長報告についてでございますが、正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。特別な事情が生じない限り、ただいまの構成による当委員会は、本日の委員会をもって最終となると思います。昨年7月より委員各位には、県政推進上、とりわけ重要かつ広範にわたる当委員会所管の事項につきまして、終始熱心にご審議をいただきました。おかげをもちまして、無事任務を果たすことができましたことを、委員各位並びに理事者の皆様方に深く感謝を申し上げ、簡単ではございますが、正副委員長のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。これをもちまして本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。